

可認局遞驛

明治二十年五月二十一日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第三拾六號

英吉利法律學



目次

○羅馬法 (第三十四號ノ續キ)

卒法科大學業生

戶水寛人
山口正毅筆記

○判決錄 (第三十三號ノ續キ)

卒法科大學業生

植村俊平
畔上啓策筆記

○日本刑法 (第三十四號ノ續キ)

法學士

岡山兼吉
畔上啓策筆記

○訴訟法 (第三十三號ノ續キ)

法學士 ハリストル

增島六一郎
石山彌平筆記

○契約法

法學士

土方寧
山口正毅筆記

○法學通論 (第三十四號ノ續キ)

法學士

山田喜之助
畔上啓策筆記

○親族法 (第三十一號ノ續キ)

法學士

山田喜之助
山口正毅筆記

羅馬法

然ルニ「コ」ド「ザイゼスト」ハ大部コテ不都合ナルユヘ初學者ノ便宜

然ルニ「コード」ダイゼスト」ハ大部ニテ不都合ナルユヘ初學者ノ便宜
 ナ計リ初メテ「インスチテュート」ヲ作ルニ至リタリ其後「コード」ニ不足
 ノ點少カラサルヲ以テ更ニ五十ノ判決ヲ集メ遂ニ右判決及ヒ第一回
 ノ「コード」ヲ合シ第二回ノ「コード」ヲ編纂セリ今日羅馬ノ「コード」ト云フ
 ハ此第二回目ノ「コード」ヲ指スナリ紀元後五百三十四年ノ頃成功シ十
 二冊ニシテ「ダイゼスト」ト同様ノ体裁ナリシ當時「ヂヤスタニア」帝ハ該
 成文律タル完全無缺ニシテ亦變更アルヘカラスト思惟セシモ尙ホ欠
 點アルヲ看出シ「ノーベル」即チ新令ヲ布クニ至レリ故ニ羅馬法律大全
 トハ「コード」パンデクト」インスチテュート」ノーベル」ヲ總稱セリ
 是ヨリ「インスチテュート」ニ移リテ述ベシ其順序ハ左ノ如クセリ
 第一人事 第二物件 第三相續 第四義務 第六訴訟
 然ルニ斯ク順ヲ追フテ説クヘキナレトモ時日ニ限リアルヲ以テ先ツ

人事ハ簡略ニ述ヘン何トナレハ人事ハ沿革ニ屬スルコト多ケレハナリ物件ノコトハ少シク之ヲ説明セサルヘカラス相續ノコトハ大体ノコトヲ説ケハ可ナリ尤モ英國ノ「ツラスト」法ト關係アルコト多シ義務ノコトハ精密ニ講セント欲ス何トナレハ羅馬ノ義務法ハ英ノ規則ト似タル所多キ而已ナラス日本ニモ準契約ノ一ナル事務管理ノ本則等ヲ採用スルコト多ケレハナリ而シテ義務法ヲ説クニ當リ訴訟法ヲ説クハ大切ユヘ同時ニ説明セントス

第一章 人事

羅馬ニ於テ法律上^ユ人ト稱スルハ英吉利法ト同シク權利ヲ有シ得ヘキモノヲ謂フ奴隸ハ權利ヲ有セサルヲ以テ物件ニ均シ故ニ人ト見爲サズ而シテ人ハ必スシモ生活スルヲ要セス權利ヲ有スルヲ得ル集合体ノ物件ヲ人ト稱スルコトアリ即チ羅馬帝王ノ庫^{フヒスカス}ノ如キハ人ト見爲シタ

身分

ろ Status.
は Liberty.
に Eugenus

生自由ナル
人自由ナル

得自由ナル
Libertinus.
(-) (-)

人與自由ナル
(二) (二)
Libertus.

リ是レ猶ホ英吉利ニテ權利義務ヲ有スルヲ得ル物件ヲ無形人ト見爲
 スト其理相同シ
 羅馬法ニ於テステータストハ法律上人々ノ有スル位地ヲ謂フステ
 タスヲ別ケテ三ト爲ス第一自由タルコト第二羅馬市民タルコト第三
 羅馬眷屬ノ一人タルコト之ヲ總稱シテ身分ト謂フステータス
 第一自由タルコト法律上人ハ自由ナラサルヘカラス奴隸ハ自由ナ
 ラサルユヘニ人ニアラサルナリ然リ而シテ其自由ナルコトハ必シモ
 生ナカラニシテ自由タルヲ要セス生後自由ヲ得タルモノニテモ可ナ
 リ奴隸ハ元來自由ナラサルユヘニ人ニアラサルモ若シ奴隸カ解放ヲ
 得ルトキハ自由人ナリ但シ生來ノ自由人ト生後ノ自由人ト異ナル點
 ハ自由ヲ得タルモノハ自由ヲ與ヘタル恩人ニ向テ義務ヲ負ヒ又或ル
 場合ニハ恩人ヲ自分ノ相續人ト爲サ、ルヘカラサル義務アリ

羅馬法

十一

第二羅馬市民タルコト羅馬ハ古昔國民ノ階級ヲ二箇ニ分チ貴族平民トセリ公法ハ專ラ貴族ノ間ニ行ハレリ例ヘハ官吏ト爲ル權ノ如キハ平民ノ有セサル所ナリ而シテ又スベテ私法ハ特別ニ貴族間而已ニ行ハルモノヲ除クノ外ハ貴族平民共ニ之ヲ有スルモノトス羅馬人ハ國民以外ノモノハ之ヲ稱シテ「ホスツ」及ヒ「ハルバライ」即チ夷狄ト謂ヘリ然レトモ文化ノ進ムニ從ヒ商業貿易ノ爲メ互ニ相交際シ親密ノ關係ヲ結フカ故ニ羅馬法律ノ保護ヲ受ケサルヘカラサルニ至リタリ而シテ其保護ヲ受クル人ヲ他國人ト云ヘリ該他國人ハ羅馬固有法ニ從フヲ得スシテ萬國通法即チ「シヤスゼンシヤム」ト稱スルモノニ支配セラレタリ然レトモ羅馬國內ノ人民ハ羅馬固有法ヲ遵奉シテ取引スルノ權ヲ有セリ羅馬ノ勢ヒ日ニ繁盛ナルニ從ヒ他國人ニモ羅馬市民同様ノ權ヲ與ヘ

る Testamenti Factio. り Jus Latinum. ち Saffragium et honores
 Factio. び Jus Italicum. 国 Connubium et commercium.

タリ羅馬市民ノ權ヲ分柝シテ其二三ヲ擧ケレハ投票ノ權利司法官ニ
 任スルノ權利羅馬固有法ニ從ヒ財產ヲ所有シ又ハ契約ノ締結スルノ
 權利羅馬制度ノ家族ニ加入スルノ權利等トス是ヨリ先キ他國人ハ一
 モ是等ノ權利ヲ有スルコト無カリシモ茲ニ至リテ以上ノ諸權ヲ分與
 スルニ至リシナリ然リ而シテ該權利ヲ他國人ニ與フルニ二様ノ方法
 アリ則チ拉丁權伊太利權是レナリ拉丁權ハ各己人ニ私權ヲ與フルニ
 在リテ伊太利權ハ之ニ反シ各己人ニ與ヘスシテ市民總體ニ與フルニ在
 リ例之拉丁權ハ羅馬家族ニ入ルノ權利及ヒ羅馬固有法ニ從ヒ財產ヲ
 有スル權又ハ遺囑ヲ爲ス權等ヲ分與スルニ在リ而シテ伊太利權ハ或
 ハ市民全體ニ投票權ヲ與へ或ハ其土地ヲ擧テ固有法ノ支配ヲ受ケシ
 ムルニ在リ其後時ヲ經ルニ從ヒ市民及ヒ他國人間ニ種々ノ區別ヲ生
 シタリト雖モ終ニハ其區別ハ自ラ漸盡灰滅ノ場合ニ至レリ而シテ其

わ Pater Familias.
か Sui juris.
よ Alieni juris.

Membership in
Fmly.

後カラカラ帝ノ時ニ及ヒ羅馬帝國內ニ住居スルモノハ渾テ羅馬市民
トシタルヲ以テ他國人ナルモノアルコト無シ但シ羅馬帝國外ニ住ス
ルモノ例ヘハ支那人、ペルシヤ人等ノ如キハ尙ホ夷狄ト稱セリ
第三羅馬眷屬ノ一人タルコト、羅馬ノ家族ハ天然ノ血統ヲ基トセスシ
テ尙ホ之ヨ人造ノ所爲ヲ加ヘタリ羅馬ニハ家族ノ長ナルモノアリテ
之ヲ「ペータル」フアマリアスト稱ス「ペータル」ハ父ノ義ニシテ「ファミリ
アス」ハ家族ノ義ナリ該家長タルヤ獨立シテ届書ヲ出シ賣買ヲ爲スヲ
得ル而シテコノ獨立シテ事務ヲ取ルヲ得ルモノヲ「スワイシユーリス」
ト稱シ父長ノ配下ニ在テ獨立スルヲ得サル家族等ヲ「アリユナイシユ
ーリス」ト謂フ凡テ家族ノ諸事ヲ取扱フトキハ家長ノ名義ヲ通シテ之
ヲ爲サ、ルヘカラス家長ハ古代配下子孫ノ性命財産ヲ與奪スルノ權
ヲ有セシカ漸次消滅ニ趣キタリト雖モ猶ホ其餘影ヲ以テ子孫ハ家長ノ

配下ニ屬セサチ得カリシモノナリ家長ノ配下ニハ子女及ヒ妻アリ茲
ニ奇ト云フヘキハ羅馬法ニ於テハ自己ノ妻ヲ以テ子女ト看做セリ而
シテ女子他ニ嫁スルトキハ父長ノ配下ヲ脱シテ夫ノ配下ニ入ルモノ
トセリ
家長ノ配下ニ在ル男子婚姻スルモ獨立ヲ得ルモノニアラス子ヲ設ク
ルト雖モ尙ホ然リ
故ニ凡テ男子ノ子孫ハ一家長ノ配下ニ在ルモノニシテ家長死亡スル
トキハ其男子皆獨立シテ家長トナリ己カ子孫ヲ支配スルヲ猶ホ先家
長が己チ支配シタルト一般ナリ而シテ家長死亡ノ際ニ於テ女子モ獨
立シテ「スワイジユリス」トナルト雖モ他ニ嫁スルトキハ其夫ノ配下ト爲
ル故ニ羅馬ノ諺ニ女子ハ家族ノ之端尾也ト謂フコトアリ蓋シ之ヲ繼
續セント欲シテ他ヘ嫁スルキハ忽チ自己ノ家族ヲ滅スレバナリ

方ナ子
法脱女
ス家
ル族

つ Peculium

adventitium.

そ Quasipeculium

castrense.

た Peculium.

た Peculium castrense.

家族ハ私法ニ於テハ家長ノ配下ニ屬スルト雖モ公法ニ於テハ獨立ス
 ルモノナリ例ヘハ子孫カ司法官ト爲リタル時ノ如キハ家長ノ權及ハ
 サルモノナリ財産ハ子孫一モ有スルコトヲ得スシテ家長ノ所有物ア
 ルノミ然レトモ開化ノ進ムニ從ヒ物件ノ名義ハ家父ニ在ルモ家族ノ
 賣買スルヲ得ル財産アリ之ヲ^たベキユリアムト云ヘリ此財産ハ始メ軍
 功ニ依リテ得タル物件ニシテ之ヲ^たベキユリアムト稱シ家
 長ハ之ヲ收奪スルコトヲ得ストモ然シテ其後ニ至リ獨リ軍功ニ依リテ
 得タル財産ノミナラス文勳ニ依リテ得タルモノニモ之ヲ及ホシ^そクア
 シ、ベキユリアムカストレンスト云ヒ前ノ財産ニ准シテ取扱フニ至レ
 リ而シテ其後又^つベキユリアムアドベンチヤムナルモノヲ生シタリシ
 モ唯今之ヲ詳説ヒス
 是ヨリ子女カ家族ヲ脱スル方法ヲ述ヘン子女カ家族ヲ脱スル方法ヲ

Mancipatio. Emancipation.

養子 Adoption.

一^レイマンシペーシヨント云フ
 子女カ家族ヲ脱スルニハ^ママンシペーシヨ^ンノ式ニテ賣買セリ諸君ハ
 既ニ^ママンシペーシヨ^トハ如何ナル式ナルヤハ了知セラルヘシト雖モ
 一應之ヲ陳ヘンニ買主ハ證人五名及ヒ持秤人一名ノ前ニ於テ銅塊ヲ
 持テ秤ヲ打テ式言シテ曰ク羅馬固有法ニ依リ此物件ハ余ノ物件ナ
 リト即チ此銅塊ニテ買ヘリト是ノ賣買ノ式ハ稱シテ^ママンシペーシヨ
 一^ト云フ子女カ家族ヲ脱スルニモ此式ヲ用ヒ家長タルモノハ有名無
 實ノ買主ヲ假設シテ之ニ其子女ヲ賣渡セリ而シテ十二銅表ノ規則ニ
 從ヘハ三回其父ノ爲メニ賣ラレタル子女ハ獨立シテ自由トナルカ故
 ニ右^ママンシペーシヨ^一ノ式ヲ以テ家族ヲ脱スルニ必ス三タビ其式ヲ
 行フ^ト爲セリ
 羅馬養子^{エドフシヨ}ノ方法ハ前ニ云フ賣買ノ式ヲ行フ即チ養父ハ買主ト爲リ實

羅馬法

十七

九

八

後見

ね Tutors.
な Curators.

ろ Arrogation.
の Comitia curiata.

父ハ賣主ノ地位ニ立テリ
 一家ノ長カ他家ニ入婿ト爲ルチ「アロゲイション」ト稱シ「コミシヤキユ
 リアタ」ト謂フ族會ノ許容ヲ乞ハサルヘカラス蓋シ羅馬ニテハ族ヲ尊
 フチ以テ若シ家長カ擅ニ他家ヲ繼クトキハ或ハ族ノ斷絶セシムコトヲ
 恐ル、ユヘニ「コミシヤキユリアム」會ニテ許否ヲ決スルコト、爲シタ
 ルナリ左レバニヤ其他家ヲ繼カントスル家長一人ニテ外ニ同族ノモ
 ノナキキハ多クハ之ヲ許サ、リシト謂フ
 羅馬ノ後見人ノ事
 羅馬後見人ニ二種アリ一チ「チユートルス」ト稱シ主トシテ身體ニ關シ
 テ後見ス女子ニハ親屬ノ然ル可キ人ヲ以テ之ニ充ツ他ノ一チ「キユレ
 ートルス」ト稱シ白痴癡癲人又ハ浪費者ニ附シ主トシテ財産ニ關シテ後
 見ヲ附スルモノナリ（注意實際ハ以上二後見人ノ間ニ差異ナカリシモ

理論上ハ區別セサルヘカラス
 「アグチーシヨ」及ヒ「アグネータイ(宗親)」ノ事
 家長生存中ハ家族ハ家長ニ從屬ス其關係ヲ「アグチーシヨ」ト云ヒ從
 屬人相互ノ間チ「アグネータイ(宗親)」ト稱ス家長死スルトキハ子女ハ皆
 各獨立スルモ「アグネータイ」ノ關係ハ分離セサルナリ
 「ゼンタイルス」族戚ノ事
 貴族ハ各自族チ有スルコト猶ホ日本ノ源平藤橘ノ姓ノ如シ其同族チ
 稱シテ「ゼンタイル」族戚ト稱セリ貴族死スルトキハ其相續ハ第一「アグ
 ネタイ」之チ受ク若シ「アグチータイ」ナキトキハ「ゼンタイルス」即チ同族ノ
 モノ之チ相續ス羅馬ニ於テハ同血統ノモノチ稱シテ「コグナタイ」血族
 親ト云ヒ古昔ニ在テハ相續ノ權ナカリシモ其後漸ク相續ノ權チ得ル
 ニ至レリ而シテ又結婚者一方ノモノ、血族親ハ他ノ一方ノモノニ對

羅馬法

十九

え Concubinage.

け Confariatio.

ま Affines.

ふ Co-emptio.

こ Usus.

シテハ姻戚則チ「ア」フ「アイ」ンス「ト」云フ
 妻ノ位地
 貴族ノ嫁スル式ヲ稱シテ「コン」フ「ワ」リアシヨ「ト」稱シタリ而シテ平民ハ
 此式ヲ履ムヲ許サス故ニ平民ハ「コ」ー「エ」ン「プ」シヨ「ト」稱スル賣買ノ手續
 ニ孺テ婚姻ヲ結ベリ而シテ又「ユ」ー「サ」ス「ノ」方法ニヨリテ婚姻ヲ結ブ「ト」モ
 得ルナリ「ユ」ー「サ」ス「ト」ハ使用スルト謂フ義ニシテ女子一年間男子ノ家
 ニ同居使用セラル、トキハ夫妻ノ關係ヲ生ス但シ其女子一年間ニ三
 通夜他家ニ在トキハ夫妻ノ關係ヲ生セス而シテ其一年間ハ勿論夫ノ
 配下ニ從フモノニアラサリキ夫ノ家族ニ入ル「ト」ナクシテ結婚スルキ
 ハ頗ル女子ノ便利ナルヲ以テ「シ」ヤ「ス」ナニ「ア」ン「ノ」時ニ至リテハ婦ハ決
 シテ夫ノ家族中ニ入リタル「ト」ナシ
 尙ホ妻ニアラスシテ男女同居スルヲ「コン」キ「ユ」ビ「テ」ー「シ」ト稱セリ而シ

要旨

リキモノナレハ再審ヲ許ス可カラズ
 要旨 甲商人ヨリ丙ノ使用ニ供スル爲メニ乙ヨリ物品ヲ購入スル
 ニ當リ丙自ラ其取引ノ場ニ臨ミテ見本ヲ撰擇取捨セリ左レト代價
 其他ノ約件ハ甲乙ノ間ニ契約セリ而シテ乙ハ其代價ヲ甲ニ對スル
 貸ト爲シ且ツ之ニ物品明細帳ヲ送レリ又甲ハ代價ヲ乙ニ對スル借
 入トナシ丙ニ對シテ代價及ヒ手數料ヲ貸ト爲セリ此事實ニ基キテ乙
 ハ丙ニ對シ物品ノ代價ヲ訴求スルノ權ナシ

〔第十五〕 二重拂ヒノ金錢取戻ノ件

Marrivt V. Hampou

(2 Sm. L. C. 325)

事實

二重拂ヒ
ノ金錢取
戻ノ件

(事實) 被告ハ豫テ原告ニ對シ物品ノ代價請求ノ訴ヲ起シタリ然ルニ
 其以前ニ原告ハ既ニ其代價ヲ拂ヒテ其領收證ヲモ受取りタルカ其訴

訟ノ時ニハ既ニ其領收證ヲ紛失シ別ニ代價仕拂濟ノ證據トナス可キ
 者ナク止ムヲ得スシテ二重拂ヒヲ爲シタリ然ルニ其後ニ至ツテ紛失
 シタル領收證ヲ發見シタリ故ニ本訴ヲ起シテ二重拂ノ金錢取戻シヲ
 請求セリ

始審ノ裁判ニ於テロード、ケンヨンハ此事件ヲ審理シ裁決シテ曰ク二
 重拂ノ金錢ハ裁判上ノ手續ニ依テ拂ヒタルモノナレハ再ヒ之ヲ拂ヒ
 戻サシムル事ヲ得ス假令被告ニ於テハ其金ヲ所持スル事ハ己レノ良
 心ニ違フニモセヨ既ニ裁判上ノ手續ヲ經テ得タル者ナレハ法律上ニ
 テ之ヲ拂ヒ戻スノ義務ナク原告ハ之ヲ請求スルノ權利ナキナリト
 是ニ於テ再審ノ訴ヲ提起シタルカ

ロード、ケンヨンハ再審ノ裁決ヲナシテ曰ク此訴訟ニ於テ若シ果シテ
 原告ノ請求ヲ許可シタランニハ到底訴訟ノ停止スル所ヲ知ラサルナ

リ故ニ苟モ裁判上ノ手續ヲ經テ金錢ヲ得タルトキハ之レニテ裁判ハ
終結セリト見サ、ル可ラス若シ然ラサルトキハ到底人々ヲシテ安堵ノ
思ヒアラシムルヲ得ス世間ニハ往々一旦裁判ヲ經テ其后新タニ證據
ヲ得タリトテ再審ヲ乞フ者アルモ其請求ヲ許シタルコトナシ故ニ本
件ニ於テモ再審ヲ許サスト
判事グロース曰ク若シ訴訟人ナシテ同一ノ事件ニ就テ再ヒ同様ノ訴
訟ヲ起スナ許シタランニハ非常ニ世人ノ輕卒倦怠ヲ獎勵スルノ傾向
ヲ生スヘシ何トナレハ概シテ訴訟ヲ起スノ始メニ其證據ニ關シテ充
分ノ取調ニ注意ヲ爲ス者ナカル可ケレバナリ此理由ナルヲ以テ同一
ノ事件ニ就キ再ヒ訴訟ヲ爲スコトヲ許サストノ原則ニハ一點ノ疑フ
可キ處ナシトス故ニ原告ハ一ノ判決例モトセス對マックファーランニ基
キ之ヲ先例トシ之ヲ理由トシテ本訴ノ請求ヲ爲シタリト雖モ該判決

例ノ事實ハ本作ノ事實ト異ナルノミナラス其判決ハ法律ノ原則ニ背ケル者ナレハ以テ先例トナスヘキ者ニアラスト
 判事ローレンス曰ク若シ原告ノ引用シタル判決ニシテ法律ト見做ス可キ者ナランコハ其結果ハ終ニ前訴訟ノ際ニ於テ提出ス可キ證據ニシテ過テ之ヲ脱却シタルトキニハ再ヒ訴訟ヲ起シテ新證據ニ依リ以テ前裁判ヲ覆スコトヲ得ルニ至ラン如斯ナランニハ何時カ訴訟ノ停止スルヲ得ン故ニ此訴訟ノ請求ハ不當ナリトス

(附論) 此訴訟ノ判決ハ公共ノ政畧ニ基キタル者ニシテ訴訟ヲ終局スルハ社會ノ利益ナリトノ原則ニ基キタル者ナリ凡テ各人間ノ取引ノ際ニ於テ各自ノ爲ニ充分ニ注意スルノ機會アリテ爲シタル行爲或ハ法庭ノ嚴格ナル判決ヲ經テ爲シタル事件ヲ再ヒ改メテ行ハシムルカ又ハ裁判所ニ於テ一旦審問ヲ始メタル事件ヲ中絶セシメテ後ニ再ヒ

起訴スルヲ得ハ徒ニ訴訟ヲ増シ或ハ入費ヲ嵩ミ混雜ヲ來スノ外利益
ナキナリ故ニ公共ノ政畧ニ基キテ同一ノ事件ニ就テハ再ヒ起訴スル
ヲ許サ、ナリ
判事パテソン氏曰ク一般ニ法律ノ強制ニ從ヒテ拂ヒタル金銭ハ領收
セル金銭拂戻訴訟ノ手續ヲ以テ拂ヒ戻サシムルヲ得ス
又善意ニシテ且充分事實ヲ承知シタル後拂ヒタル金銭ハ設令實際ニ
ハ負フ所ノ義務ナキトモ再ヒ其拂戻ヲ請求スルコトヲ得スト右ノ二
則ノ第一ハ本文ノ訴件ト同一ノ法理ヲ述ヘタルモノナリ
ブラオン對マツキナリ—(Brown V. M. Kinally, 1 Esp. 279)ノ訴件ニ於テ原告
ハ被告ノ有スル鐵ヲ買ハシコトヲ約シタリ而シテ其鐵中ノ一種A印
ノ鐵ハ惡品ナレハ之ヲ除キ其他ハ悉皆一頓ニ付キ價九「パウゾド」ノ割
ニテ賣却センコトヲ約シ被告ハ其鐵ノ引渡ヲナシタリ然ルニ取除カ

ント約シタルA印ノ鐵ヲ入レ置キテ約束通リノ割合ニテ代價ヲ請求
 シテ起訴セリ是ニ於テ原告ハ姑ク賣主ノ意ニ任セ一頓九「パウソド」ニ
 當レル代價ヲ拂込ミタリ但シ特更ニ注意シテ曰ク代價ハ正ニ拂フ可
 シ然レトモ今姑ク請求通リニ代價ヲ拂ヒ渡ストモ爲メニ正當ニ有ス
 ル權利ヲ失フコトナカルヘシト其意味ハ代價ノ過分ナルヲ發見スル
 トキハ再ヒ其拂戻シテ請求スヘシト云フニ在リシ其後ニ至リA印ノ
 鐵ヲ混入シテアリシコトヲ証明シテ本訴訟ヲ提起シタルナリ然ルニ
 ロ「ド、ケンヨ」曰此訴訟ハ起スコトヲ得ス若シ原告ノ請求ヲ許サハ
 一訴訟事件ヲシテ再ヒ吟味セシムル事トナルナリ何トナレハ本訴ニ
 於テ原告ヲシテ其申立ヲ貫カシムヘキ理由ハ正シク前訴訟ノ被告ヲ
 シテ其原告ニ對シ充分ナル抗辯ノ理由トナリシヲ以テナリ然レトモ
 若シ錯誤ノ爲メニ拂込タル金錢ナレハ再ヒ之ヲ回復スルコトヲ得ヘ

第六十五條

其レカ不通ニ至ラサルトキハ第二項ニ由リテ一等ヲ減セラレ

第六十五條 瀛車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及ヒ其標識ヲ損壞

シ其他危險ナル障礙ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

瀛車ノ往來ヲ妨害シタル罪ハ前條ニ比シテ其刑重キヲ加フルモノハ

何ソヤ蓋シ瀛車ニハ往來ト通信ト二ツ兼居ルヲ以テナリ

瀛車ノ往來ヲ妨害シタルトハ或ハ「レール」ヲ崩シ或ハ瀛車ニ鉄鉤ヲ引

キ掛ケタルカ如キ總テ危險ノ所業ヲ爲シタルモノナリ

標識トハ彼ノ馬車鐵道ニ設ケアル赤紫色ノ目標ノ如シ其他危險ナル

所爲トハ廣ク指シタルモノニシテ標識ヲ損壞セサルモ瀛車ノ許ニ火

藥ヲ置クトカ或ハ山ヲ崩シテ往來ヲ妨害スル如キ危害ナルヲ爲セ

ハ以テ本條ノ罪ト爲ルモノナリ

第六十六條 船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ燈臺浮標其他航海ノ安

第六十六條

寧ヲ保護スル標識ヲ損壞シ又ハ詐僞ノ標識ヲ點示シタルモノハ亦前
條ニ同シ

本條ノ刑前條ニ同シキ所以ノモノハ此船舶タル多人數ヲ一處ニ積込
ミタルモノナルヲ以テ之ヲシテ危險ナラシムルハ其害少々ニアラサ
ルカ故ナリ
此ニ船舶トハ人ヲ乘載シテ通行スル船ヲ云フ然レトモ吾人ノ遊ヒニ
用井ル所ノ船舶ハ此内ニ入ラサルナリ何トナレハ本條燈臺浮標其他
航海ノ安寧ヲ保護スル云々トアルヲ以テ見レハ其區界明カナリ

第七條
第百六十

第百六十七條 前數條ニ記載シタル罪其事務ニ關スル官吏及ヒ雇
人職工自ラ犯シタル時ハ各本刑ニ照シ一等ヲ加フ

其事務ニ關スル官吏及ヒ雇人職工ノ如キハ畢竟其罪ヲ犯シ易キ地位
ニアルヲ以テ一等ヲ加ヘシ所以ナリ

第八百六十條

第八百六十八條 第六十二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタルモノ
ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

本條ハ第六十二條ノ説明ニ過キス別ニ講スルモノナシ

第九百六十條

第九百六十九條 第六十五條第六十六條ノ罪ヲ犯シ因テ瀛車ヲ
顛覆シ又ハ船舶ヲ覆没シタル時ハ無期徒刑ニ處シ人ヲ死ニ致シタル
トキハ死刑ニ處ス

本條ノ罪當ニ一私人ノミナラズ廣ク社會ノ安寧ヲ害スルモノナルヲ
以テ重クシテ罰シタルナリ

第九百七十條

第九百七十條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル
モノハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

本節ノ罪危害甚タ大ナルヲ以テ未タ遂ケサル者猶之ヲ罰ス

日本法刑 (第六十八條、第六十九條、第七十條)

本節ハ靜謐ヲ害スル罪ノ七種ニ當ルモノナリ之ヲ公安ヲ害スル罪ノ

第七節 人ノ住所ヲ侵ス罪

第拾七回

說明	說明	說明	說明
第四百七十九條	第四百六十八條	第四百六十七條	第四百六十七條

第四、船舶

(一)燈臺	(二)浮標	(三)其他
-------	-------	-------

損壞ノ構造

第三、汽車

鐵道	標識
----	----

損壞

第二、(一)電信

(二)	器械	柱木
-----	----	----

(三)又損壞	(四)不通
--------	-------

第一、郵便

偽計

河溝

橋梁

道路

往來 通信 妨害 害スル 罪

(二)通信

(二)往來

第七十一條

内ニ入レタルモノハ則チ家ハ人ノ城郭ト見做シタルニ由ルナリ一家
ハ恰モ一國ノ如ク獨立シテ妄リニ他人ノ爲メニ侵害セラレサルモノ
ナリ然ルニ之ヲ侵ス者ハ所謂公安ヲ害シタルモノナリ而シテ人ノ住
所ヲ侵ス罪ニ晝夜ノ區別ヲ爲シテ晝間ヨリモ夜間ノ方ヲ重ク罰セシ
所以ノモノハ是レ夜分ハ罪ヲ犯シ易クシテ且警察官吏ノ之ヲ保護ス
ル難シト云フノ理由ニ基キシモノナリ又一ノ理由ハ一國政府ト雖モ
夜分ハ猥リニ人ノ家宅ヲ侵ス可カラサルモノナリ然ルニ之ヲ侵スハ
其罪大ナレハナリ

第七十一條 晝間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタ

ル建造物ニ入リタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス
若シ左ニ記載シタル所爲アルトキハ一等ヲ加フ

一、門戶牆壁ヲ踰越損壞シ又ハ鎖鑰ヲ開キテ入リタル時

二、兇器其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ携帯シテ入りタル時

三、暴行ヲ爲シテ入りタル時

四、二人以上ニテ入りタル時

之ヲ圖スレハ左ノ如シ

第百七十一條

人ノ晝間(一)住居シタル邸宅門戸牆壁又ハ鎖鑰

住所(二)故ナク(三)着手シタル建造物復雜一等ヲ加フ

ヲ侵(二)下リタル者

ス罪第百七十二條

夜間(以下前同様)

此ニ晝間ト云フ文字ノ意味ヲ説明セサル可カラズ此ニ晝間トハ治罪法ニ所謂日出ヨリ日没スルマテノ間ト解ス可シ然ルニ之ヲ午後六時ヨリ以後ヲ夜分ト定ムル如キ時ハ今日ノ如キ六時ニ至ルモ尙日脚ノ高キトキハ實ニ不都合ヲ生ス又太陽ノ半分没シカ、リシトキノ如キ

ハ晝間ト見ル可キカ將タ夜間トス可キカ疑ナキ能ハスト雖モ此等ハ事實裁判官ノ認定ニ任セ唯明カ^ルキ内ハ晝ト爲ス可キナリ
次ニ故ナクトハ何ソヤ人ノ尋テ來リテ其家ニ入ルハ故ナキニアラス故ナクトハ正當ノ理由ナシト云フコトニシテ事故アリテ入ルハ本條ノ敢テ關スル所ニアラサルナリ彼ノ希臘ノ哲學者ノ如ク他人ノ家ニ間違ヒテ己レノ家ト認メ居住スル如キ矢張り故アリト謂フ可シ
次ニ人ノ住居シタル邸宅トハ取リモ直サス人々ノ住スル所ナリ又一時不在ノ人家ト雖モ人ノ保護スル間即チ監守スル内ニ入ルモノハ同シク罪ト爲ルナリ
其次ニ邸宅トハ如何ナル所マテチ指シ又建造物トハ如何ナルモノカ此等ノコトハ事實裁判官ニ任スルモノナリ田舎ニ於テ往々見ル所ノ竹垣ノ如キ粗造ナルモノチ越ヘテ入ルトモ本條ニ所謂門戶牆壁ヲ踰

越損壞シタルモノト云フコト能ハサルナリ畢竟人ノ入ラシメサル内
ニ押シテ入ルモノハ人ノ邸宅ニ入リタルモノト云フテ可ナリ換言ス
レハ其家ヲ有スル人ハ他人ヲシテ猥リニ其内ニ入ラシメサル意思ア
ル所ニ入リタル時ハ本條ノ罪ヲ組成スルニ至ル又建造物トハ假令小
便小屋ノ如キ矮小ナル建物ト雖モ猶建造物ト云フコトヲ得ヘシ而シ
テ此ニ入リタルモノハトアルヲ以テ此ニ亦一ノ問題ヲ生ス則チ半身
入ル時ト雖モ入リタルモノト云フ可キカ又ハ全身入リタルニアラサ
レハ入リタルモノト云フ可カラサルカ斯ノ如キ問題ハ宜シク事實ヲ
調ル裁判官ニ任ス可キナリ全身入レハ固ヨリ罪ト爲ルト雖モ然レト
モ顛リ込ム如キハ如何ニ全身其内ニ入ルトモ本條ノ罪ト爲ラサルナ
リ

本條第二項ニ門戶牆壁ヲ踰越損壞シトアルヲ以テ門戶ヲ開閉スルト

キニ出入スルモノハ此項ノ問フ所ニアラサルナリ又損壞トハ一寸爪
 ニテ傷ケタルコトモ猶此項ノ問フ所ナルカト云フニ決シテ然ラス實
 際其者ノ全身容ル可キ程ノ損壞ヲ爲サ、レハ此ニ當ラス鎖鑰ヲ開ク
 トハ戸締ノ附ケアルモノヲ毀サタルコトナリ
 次ニ兇器トハ銃ナリ鎗ナリ或ハ小刀ナリ兎ニ角人ヲ殺スニ足ルモノ
 ナ云フ兇器ヲ携帯シテ入ルモノハ其罪ヲ犯シ易キヲ以テ一等ヲ加ヘ
 テ罰スル所以ナリ其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ携帯シテ入リシ時
 或ハ暴行ヲ爲シテ入リシ時又ハ二人以上ニテ入リタル時ハ皆ナ一等
 ヲ加フ

第二百七十
 二條

第二百七十二條 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタ
 ル建造物ニ入リタル者ハ一月以上一年以上以下ノ重禁錮ニ處ス
 若シ前條ニ記載シタル加重ス可キ所爲アルトハ一等ヲ加フ

日本刑法 (第二百七十二條、第二百七十三條)

百四十三

夜間トハ晝間ニ對スル文字ニシテ晝間ニアラサレハ夜間ナリト謂ハ
 サル可カラズ夜間人ノ邸宅ヲ侵ス者ヲ重ク罰スル所以ハ前述ノ如ク
 夜分ハ人ノ安息ヲ妨クルト又保護ノ途ニ行キ届カサルコトアルカ故
 ナリ

第三百七十
 三條

第三百七十三條 故ナク皇居禁苑離宮行在所及ヒ皇陵内ニ入りタル

者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ
 本條ニ掲クル皇居禁苑等ノ如キ其モノ尊キカ故ニ又其刑ヲ重クシ一
 等ヲ加ヘタルモノナリ
 皇居ノ如キハ天皇ノ御住所ナレハ最モ大切ニ爲サル可カラズ天皇
 ハ全國民ノ代表者ナレハ其皇居ハ恰モ日本國民ノ邸宅ニ同シ之ヲ侵
 ス者ハ一私人ノ邸宅ヲ侵スモノヨリハ却テ其害大ナリ是レ其刑重キ
 所以ナリ

第八節 官ノ封印ヲ破棄スル罪

本節モ公安ヲ害スル罪ノ一ナリ官署ニ於テ封印セシモノヲ破棄スルハ恰モ人家ヲ侵スニ異ナラス是レ諍訟ヲ害セシ罪ノ内ニ入レシ所以ナリ

一、家屋

官署ノ處分ニ因
(一)リ施シタル封印
二、其他ノ物件

官ノ封印
ヲ破棄スル罪

(說明一)看守者自ラ犯シタル時
(說明二)第七十五條

(二)第七十六條

第七十四條 官署ノ處分ニ因リ特別ニ家屋倉庫其他ノ物件ニ施

シタル封印ヲ破棄シタルモノハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ看守者自ラ犯シタル時ハ一等ヲ加フ

第七十四條

日本刑法 (第七十四條、第七十五條)

百四十五

本條ニ必要ナルモノハ第一官署ノ處分ニ因リ特別ニ施シタルコト第二ハ封印第三ハ家屋倉庫其他ノ物件第四ハ破棄ノ所爲ナリ官署ハ行政司法ヲ問ハス犯則ノ故ヲ以テ之ヲ動カス可カラサル様ニ封印ヲ施シタ家屋倉庫又ハ箆笥或ハ弗箱等ノ口ヲ開キタル所爲ハ則チ本條ニ由リテ罰ス此ニ封印破棄トアルヲ以テ若シ破毀セサル様ニ爲シタルコトハ本條ノ問フ所ニアラサルカト云フニ然ラス封印ヲ爲ス意タル畢竟之ヲ開カシメサルカ目的ナルヲ以テ假令毀損セサルモ既ニ法律ノ禁ヲ犯シタル者ハ直チニ罰シテ可ナリ

第五百七十五條

第七十五條 官ノ封印ヲ破棄シテ其物件ヲ盜取シ又ハ毀壞シタル者ハ盜罪及ヒ毀壞ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス本條ハ前條ノ説明ナリ封印ヲ破毀シテ其内ノ物品ヲ盜取或ハ毀壞シタルモノハ双方ノ箇條ヲ比較シ重キニ從テ處斷ス

被告ニ於テ若シ原告ノ訴狀ハ之ヲ要セスト申出ツル時ト雖モ原告ハ自己ノ便利ノ爲メニ之ヲ被告ヘ渡スヲ得ヘシ但シ然ルキハ自ラ其費用ヲ負担セサルヘカラス

原告召喚狀ニ於テ請求裏書ヲナシ直チニ召喚狀ヲ以テ訴狀ニ代フルトナ記入シ置クキハ別ニ訴狀ヲ要セサルモノトス

訴狀ニ於テハ先ツ第一ニ番號、年、月、日、裁判所ノ名ヲ書シ次ニ原告ノ名、訴訟ノ事實、原告ノ被ムリタル損害ハ何々、原告ノ要求スル所ハ何々及ヒ其他本件ニ的當ナル救濟ヲ要スト記載スルヲ通例トス

答書ハ原告カ訴狀ヲ呈出シタルヨリ八日目ニ出スヲ要ス

答書ハ原告カ呈出シタル事柄ニ對シテ被告カ據テ以テ答ヘントスル事實ヲ掲グルモノナリ故ニ答書ノ目的ハ要スルニ原告カ呈出シタル事實ヲ拒絕シ又ハ其法律上ノ効力ヲ滅殺シ若クハ之ヲ消却セシメン

ト欲スルニ在リテ全ク其事實ヲ拒絕スルコトアリ又ハ其事實ヲ承認シテ其要求ヲ拒絕スルコトアリ然レモ到底爭フヘカラサル事柄ヲ答辯スルモハ被告自ラ其入費ヲ償ハサルヘカラス其論點外ノ事柄ニ渉ルモ亦之ニ同シ

又答書ヲ提出スルト同時ニ又ハ其前ニ原告カ要求スル金額ヲ仕拂ヒタリト云フヲ以テ答フルヲ得ヘシ此場合ニ於テハ被告ハ先ツ金額ヲ裁判所ヘ納メ裁判所ヨリ請取書ヲ得テ之ヲ原告代言人ニ渡サ、ルヘカラス而シテ原告之ニ満足セハ更ニ其後ニ費セシ所ノ訴訟人費ヲ被告ニ請求スルヲ得ヘシ

又被告、原告ノ要求ヲ過當ナリトスルモハ之ニ對シテ反求カウントレゼンヲナスヲ得

反求ニ關スル現行法ニ於テハ何等ノ事柄ニテモ原告カ提出セル事件ニ關係アル事柄ナルモハ之ヲ提供シテ反求ヲナスヲ得ヘキモノトス

(但シ英國ノ現行法ニ於テハ別ニ制限ヲ設ケタルコトナキモ同性質ノ事柄ノミニ限り其性質異ナリタル事柄ハ假令關係アルモ反求スヘキ限ニアラサルトノ傾向アルモノト信ス)

又反求ヲナスニハ他ニ關係人アルキハ何人ニテモ之ヲ加ヘサルヘカラス

再答書ハ被告ノ答書ヲ提供シタルヨリ三週間内ニ出サ、ルヘカラス

再答書ニ於テハ答書ノ事柄ヲ拒絕スルカ又ハ之ヲ承認スルカ又ハ其事柄ヲ打壞ル爲メニ新タナル事柄ヲ提供スルカニ止マルモノナリ

(第五論點ヲ終結スル書付) 以上ノ手續ヲ經テ最後ニ要スルハ論點終結ノ書付コレナリ而シテ通例此書付ヲ原被雙方ヨリ提出スルヲ以テ訴答ヲ完結スルモノトス然レモ若シ被告ニ於テ更ニ再々答辯ヲ爲サント欲スルモ其旨ヲ申陳ヘテ裁判官ニ其許可ヲ出願セサルヘカラス

若シ再答辯ニ至テモ尙ホ論點ノ定マラサルキハ判事ハ更ニ論點ヲ定メシムル爲メ互ニ答辯セシムルコトアリ又ハ判事自ラ論點ヲ定ムルコトアリ

(第六)法律上ノ問題ノ答辯、以上述へ來ル所ハタ、事實上ニ於テ爭フ場合ヲ説ケリ若シ訴答ノ中途ニシテ法律上ノ問題起リ之ニ答辯セント欲スルキハ別ニ裁判官ニ願ヒ出テ其許可ヲ得サルヘカラス即チ對手カ提出シタル事實ハ法律上効力ナキモノナリ之ヲ反言セハ原告カ提供セル事柄丈ニテハ法律上請求シ得ヘキ事柄成立セサルモノナリト主張セントスルキハ先ツ判事ノ許可ヲ得テ而シテ後チ答辯ヲ爲サ、ルヘカラス

若シ此ノ如クシテ對手右ノ法律上ノ答辯ニ依テ攻撃サレタルキハ最初ノ請求ヲ改正スルカ否レハ更ニ之ニ對シテ答辯ヲ試ミサルヘカラ

ス而シテ若シ改正ヲ爲サント欲スルモハ裁判官ニ願出テ更ニ許可ヲ得サルヘカラス但シ此場合ニ於テハ自ラ對手カ法律上ノ答辯ヲ爲シタルノ費用ヲ償ハサルヘカラス若シ又右孰レカノ途ニ依テカ答フルヲ決定メサルモハ一切ノ入費ヲ自ラ償却セサルヘカラス法律上ノ問題ニ就キ答辯セントスルモハ必ラス先ツ事實ヲ承認シタル後ナラサルヘカラス故ニ此答辯ヲ爲スモノハ事實ヲ承認シタルモノト認定ス

法律上ノ問題ニ就キ答辯シタルモ其一部分モ成立セスシテ敗訴スルモハ其費用ヲ償ハサルヘカラス然レモ裁判所ヨリ請求ノ改正ヲ許可シタルモハ必スシモ一切ノ訴訟入費ヲ拂フヲ要セサルモノトス

第八回

前回ニ於テハ訴答中法律ノ問題起ルモハ之カ攻撃ヲ受ケタル對手ハ

改正スルカ又ハ新タナル事實ヲ提出セサルヘカラサルヲ述ヘタリ
 而シテ此手續ヲ正誤手續ト稱シ二様ノ別アリ一ハ當然正誤スルヲ得
 ヘキモノ此ハ請願ニヨリ正誤セサルヘカラサルモノコレナリ
 其當然正誤スルヲ得ヘキ場合ハ對手ヨリ答書ヲ出スノ前何時ニテモ
 爲スヲ得又被告ヨリ反求スル場合ニハ原告ノ再答書ニ對シ答フルノ
 前ナレハ何時ニテモ正誤スルヲ得可シ

若シ對手ヨリ答辯書ヲ出サ、ルキ又ハ反求ニ對シ原告答ヘサルキハ
 對手ノ出頭届又ハ被告ノ反求届ヲ出シタルヨリ八日間ニ正誤スヘキ
 ナリテ期限トス此場合ニハ裁判所ノ許シヲ要セサルヲ以テ請願スル
 ノ手續ヲ要セス
 其請願ノ手續ニヨリ裁判所ノ許ヲ得サルヘカラサル場合ハ訴答狀往
 復ノ間ニ正誤ヲナサントスルキコレナリ此場合ニ於テハ許ヲ受ケタ

ルキハ何時ニテモナスヲ得而シテ其期限ハスヘテ裁判所ノ許ノ命令ニ從フモノトス
若シ又原告一旦訴へ出タルモ尋常ノ正誤ノミニテハ之カ誤ヲ正スル能ハサルカ又ハ其儘ニテハ到底繼續スル能ハサルト認メタルキハ若シ既ニ再答書ヲ出シタルモ未タ對審ニ至ラサル間ハ訴訟中止ヲ届出ルノミニテ訴訟ヲ罷ムルヲ得然レモ若シ既ニ對審ノ後ニ至テハ裁判所ノ許ヲ要スルナリ
又訴訟中ニ新タナル事柄起リ該事柄ノ訴訟上ニ必要ナルキ若クハ答辯ノ理由トナルヘキモノニシテ起訴ノ後ノ發見ニ係ルカ又ハ被告ノ反求ニ對シ答書ヲ出スニ就キ原告ニ於テ發見シタルキハ答書若クハ再答書ヲ出シタルヨリ八日間ニ新タナル事柄ヲ以テ答辯ヲ爲スヘキ許ヲ請願ニヨリ裁判所ヨリ得ラル、トアルヘシ

又若シ被告カ答辯ノ理由タルヘキ事柄ヲ以テ答辯シタルキ原告ハ之
 チ承認スルノ受書ヲ提供シ是レマテノ費用ヲ被告ヘ償フヘシトノ言
 渡ヲ受ケ裁判ヲ止ムルコトヲ得
 加之既ニ裁判々決アリテ後新タナル事柄起リ以テ裁判ヲ打テ消スノ
 力アルキハ該裁判ノ執行前裁判所ヘ請願シテ其執行ノ差止ヲ求ムル
 チ得

上來説キタル所ニテ普通ノ訴答狀ノ手續ヲ概畧述ヘ了レリ然レモ茲
 ニ尙ホ一種特別ノ場合アリ即チ「ぶろべー」と、あどみらる、ねんと、でば
 す、でびじよんノ管轄スル所ノ海上衝突ノ爲メ損害要償ノ訴訟ノ手續
 コレナリ
 右ノ場合ニ於テハ訴答狀ヲ出ス前ニ先ツ海難報告書ナルモノヲ原被
 兩造ヨリ裁判官ニ奉呈セサルヘカラス

海難報告書ナルモノハ衝突ノ時ノ天氣模様風ノ方位及其勢力ノ強弱、航行ノ進路、舷燈、船舶運轉ノ機關ノ有様等、其他船舶及ヒ航海ニ關スル一切ノ必要ナル事柄並ニ衝突ノ模様ヲ詳細ニ記載シタルモノトス。海難報告書ハ封書ニテ直チニ裁判官ニ奉呈スルモノニシテ之ヲ對手ニハ渡サ、ルナリ。

特別ニ如此手續ヲ要スル所以ノモノ海難事件ニ於テハ元來直接ノ證據ナルモノナクシテタ、原被両造ノ口供ノミニテ裁判セサルヘカラサル場合最モ多キモノナレハ豫メ先ツ原告被告ヲシテ充分ニ其信スル所ノ事實ヲ裁判官ニ告知セシムルニ在リ。

右ニ於テ余ハ訴答狀ニ關スル手續ノ概要ヲ述ヘ盡シタリ。

要スルニ上來ニ掲クル所ハ判決スヘキ訴訟ノ論點ヲ定メ事實ト證據トヲ區別シテ明細ニ之ヲ記載セシメン爲メ設ケタルニ外ナラス今マ

左ニ其規則ノ重要ナルモノヲ掲ケン

第一、 訴答狀ハ原被兩造トモ據テ以テ爭ハン爲メ各其對手ニ對シ
提出セントスル事實ヲ隱スコトナク之ヲ知ラシムルヲ以テ目的ト

ナス可シ

第二、 對手ノ拒絕セサル事實ハ其承認シタルモノト見做スヲ得

第三、 對手ニ詐欺アリト答辨セントスルカ又ハ出訴期滿免除ヲ以

テ答ヘントスルキ又ハ對手ヨリ提出シタル事實ハ正當ナレト他

ニ尙ホ事實アリ之ヲ打消スニ足ルト云フヲ以テ答辨セントスル

キハ一々其主張セントスル事實ヲ擧ケテ答フ可シ

第四、 訴答狀ニハ法律カ其對手ノ爲メニ認ムル所ノ事實ハ之ヲ掲

示クルニ及ハス

又舉證ノ任ハ孰レニ在ルヤヲ記スルコ及ハス

第五、原被両造トモ各訴答狀中ニ記入スル事實ハ其以前ニ提出シタル書類ト齟齬ス可ラス

第六、原告ノ請求、被告ノ反求トモ之ヲ拒ムニハ理由ナク漠然ト之ヲ拒否スルヲ得ス必ラス之レカ理由ヲ擧ケテ拒否セサルヘカラス

第七、訴答狀中ニ他ノ書類ヲ記入スルヲ要スル場合ト雖モ其書類ノ文言ノ必要ナラサルキハタゞ文意ノ在ル所ヲ摘採シテ之ヲ記入スルヲ以テ足レリトス必ラスシモ文章全体ヲ記入スルニ及ハス而シテ據テ以テ爭ハントスル部分ノミ摘載スレハ可ナリ

第八、訴答狀中ニ對手ノ惡意若クハ詐欺ノ意思アルヲ擧クル爲メニ何故ニ惡意若クハ詐欺ノ意思アルト云フノ事情ヲ一々掲クルニ及ハス(注意此規則ハ訴答狀中ニハ證據ヲ記入スヘカラスト

云ヘル原則ノ一部ニシテ其證明ハ對審ニ當リテ之ヲ爲スヘキモノナレハナリ

第九、對手ニ已ノ主張スル所ヲ拒否セラレタルニ當リ之ニ答辨セシテ他ノ新タナル事實ヲ舉グルヲ得ス又對手ノ主張スル全體ヲ認メテ其一部ヲ拒否スルヲ得ス

第十、訴答狀ノ文言ハ何人ヨリ觀ルモ據テ以テ充分ニ爭點ヲ支持セラルヘキヲ明瞭ナル丈ノ事實ヲ簡明ニ記載スレハ足レリ

第十一、訴答ヲ爲スニ當リ原告ノ請求并ニ之ニ對スル答辨トモ二途ニ岐ルヘカラス但シ答辨ハ時トシテ二途ニ岐ル、トアルヘシト雖モ必ラスヤ結局ハ其一ニ歸セサルヘカラス若シ否ルキハ孰レカ一ハ誤リタルモノナルヘシ

訴答狀ニ關スル規則概畧右ニ掲クルカ如シ要之英國訴答ノ法、再答書

裁判所ノ保護ヲ仰カサレハ權利者ニ於テ其權利ヲ全フスルコトヲ得
ス故ニ此契約上ノ權利ノ根據ト爲リ居ルモノハ結局之ヲ訴權ト云フ
テ可ナリ而シテ此訴權トモ稱スヘキモノヲ權利者カ他人ニ移スコト
ヲ得ハ權利者カ出訴セント思惟セサル事柄ヲモ他人ヲシテ出訴セシ
ムルノ弊アリトノ理由ヲ述フルノ書アリ然レトモ是レハ既ニ前以テ
存スル所ノ規則ヲ解スルニ解釋家自己ノ考案ヲ以テシタルモノニシ
テ此理由アリ初メテ前述ノ規則ヲ生セシニアラサルナリ
抑、契約上ノ權利ヲ移轉セシムルコトヲ得ストセシハ契約ノ古昔ノ思
想ノ然ラシムル所ノ結果ナリ古昔ノ考ニ據レハ契約上ノ關係ナルモ
ノハ特ニ其相手間ニ存スヘキモノトセシナリ而シテ人權ハ權利者ノ
身ト共ニ死スト云フ法律ノ格言アルモ亦對人的ノ權利ハ其權利者ノ
身ヨリ離スヲ得ストセシコト自ラ明カナリ

此規則ノ因テ生セシ理由ハ措テ論セサルモ其確然トシテ定マリ居ルコトハ毫モ疑ナ容ルヘカラス併シナカラ契約上ノ權利ヲ讓受ケシ人カ元ノ權利者即チ讓渡人ノ名義ヲ以テ義務者ニ對シテ起訴スルコトハ之ヲ爲シ得是レ理論上其權利ハ依然トシテ元ノ權利者ニ存在セルモノト見做スカ故ナリ然レトモ實際權利ノ移轉アリタルト別ニ異ナルコトアラサルナリ

習慣法ニ於テモ亦前述セル原則ノ例外トモ見ユルモノアリ例ヘハ甲ヨリ乙ニ百圓ノ貸金アリ又丙ヨリ甲ニ百圓ノ貸金アリトセン此場合ニ於テハ甲ト乙丙ト甲トノ二箇格別ノ債主負債主ノ關係アリ而シテ若シ甲乙丙ノ三人カ約束シテ乙ヨリ甲ニ返金スル更リニ乙ヨリ丙ニ其金ヲ拂ヒ乙ヨリ甲ニ對スル負債ヲ免カレ甲モ亦丙ニ對スル負債ヲ免カレンコトヲ以テシタル時ハ甲ト乙トノ關係モ亦丙ト甲トノ關係

モ消滅シテ單ニ乙ト丙トノ關係ノミ存在スルナリ此ノ如クシテ甲ノ乙ニ對スル權利カ丙ニ移轉シタルカ如ク見ユルナリ乍併是レ決シテ甲一身ノ意思ニ由テ生シタルモノニアラス二箇ノ對手ノ約束ニ依リ元ノ關係解ケ新關係ヲ生シタルモノト云フヘシ故ニ是ハ習慣法ニテ契約上ノ權利ヲ讓渡スコトヲ得ストスルノ例外ニアラサルナリ即チ甲ノ乙ニ對スル負債ヲ免スル約束ノ約因ハ自ラ丙ニ對スル負債ヲ免カル、ニアリ而シテ乙ヨリ丙ニ對スル負債ヲ生セシムル約束ノ約因ハ其甲ニ對スル負債ヲ免カル、ニアリテ全ク契約ノ成立ニ必要ナル約因ナルモノアリテ其契約ノ有効ナルカ爲メニ生スル結果ナリ

第二 衡平法ニテハ婚姻ノ契約又ハ書畫ヲ寫ス約束ノ如キ特ニ契約上ノ權利者其人ニ密切ナル關係アル者ノ外ハ契約上ノ權利ヲ他人ニ移轉スルヲ得ルモノトセリ故ニ習慣法ニ於ケルカ如ク讓渡人ノ名

義ヲ以テ代理ノ資格ヲ用ヒサルモ直チニ讓受人自己ノ名義ヲ以テ義務者ヲ訴フルコトヲ得ヘシ乍併衡平法ニ於ケル契約上ノ權利ノ移轉ニハ二箇ノ制限アリ一ハ權利移轉ノコトヲ義務者ニ通知スルヲ要スルコト二ハ讓受人ニ於テ讓渡人ヨリモ勝リタル地位ニ立ツチ得サルコト是ナリ

(其一)先ツ義務者ニ對スル通知ヨリ論センニ讓渡人ト讓受人トノ間ニ於テハ讓渡ノ通知ナクモ全ク讓渡アリタル時ヨリ其効ヲ生ス例ヘハ甲ヨリ乙ニ對スル債主權ヲ丙ニ讓渡シタリトセンニ若シ其後ニ至リ甲カ乙ヨリ其金ノ支拂ヲ受ケタル時ハ之ヲ丙ニ拂ハサルヘカラス甲ハ乙ノ代人タルノ資格ヲ以テ之カ支拂ヲ受ケタルモノナレハナリ然レトモ若シ此讓渡アリタル旨ヲ乙ニ通知スルコトヲ爲サザル前ニ乙カ之ヲ甲ニ拂ヒシナラハ假令甲カ之ヲ丙ニ渡サスト雖モ丙ヨリシ

テ更ニ乙ニ對シテ之カ支拂ヲ請求スルノ權利ナキナリ何トナレハ負債主タル乙ニ對シテハ通知ヲ待ツテ初メテ讓渡ノ効ヲ生スルヲ以テナリ然リ而シテ讓受人ヨリ義務者ニ通知シタル後ニアリテ讓渡人ニ向テ義務ヲ履行スルト雖モ義務者ハ尙ホ讓受人ニ對スルノ責ヲ免レサルモノトス何トナレハ權利ノ讓渡ニハ義務者ノ承諾ヲ得ルヲ必要トセサレハナリ例ヘハ或訴件ニ於テハ義務者カ讓渡ノアリタル通知ヲ受ケタルニ係ラス讓受人ニ盡スヘキ義務ナシト主張シテ舊權利者即チ讓渡人ニ義務ヲ盡シタルカ故ニ讓受人ヨリ訴ヘラレシカ終ニ敗訴トナレリ

(其二)次ニ讓受人ハ義務者ニ對シテ讓渡人ヨリモ優等ノ位置ニ立ツコトヲ得サルコトヲ論セン今假リニ甲ヨリ乙ニ百圓ノ貸金アリ又五十

圖ノ借金アリトセシニ若シ甲ヨリ乙ニ對シテ百圓ノ返金ヲ請求シテ
 出訴スルトセハ乙ハ五十圓ノ相殺ヲ反求スルヲ得ヘシ即チ乙ヨリ甲
 ニ對スル五十圓ノ貸金ヲ差引シテ殘金五十圓ヲ拂ハンコトヲ主張ス
 ルヲ得ヘキナリ然ルニ甲若シ其乙ニ對スル百圓ノ債主權ヲ丙ニ讓渡
 シ丙ヨリ乙ヲ出訴セルトキハ如何乙ハ丙ニ對シテハ百圓ヲ拂ハサル
 ヘカラサルヤ否法律ハ乙ヨリ丙ニ對シテモ猶ホ甲ニ於ケルカ如ク同
 シク五十圓ノ相殺ヲ反求スルヲ許セリ是レ即チ讓受人ハ讓渡人ト同
 等ノ位置ニアルモノト云フ所以ナリ而シテ法律カ斯ノ如キ規則ヲ設
 ケタル所以ノモノハ全ク義務者ヲ保護セントスルニアリ蓋シ法律ハ
 權利者ノ變更アリト雖モ義務者ニ不利益ノ影響ヲ及ホスヘカラスト
 セシニ因ルナリ

然レトモ權利者カ其權利ヲ讓渡スコトアル時ハ讓受人ニ對シテ相殺

ナ主張セサルヘシト豫メ義務者ニ於テ約束シ置キタル時ハ讓受人ノ
位置讓渡人ノ位置ヨリモ優ルコトアリ是レ特別ノ約束ヲ以テ相殺ノ
權利ヲ放棄シタルモノナレハ當然ノ理ナリ故ヲ以テ明カニ斯ノ如キ
約束ヲ爲シタルトキハ疑惑ノ生スルコトナキモ場合ニ依リテハ契約
ノ性質書式ヨリシテ暗ニ右ノ如キ約束ヲ爲シタルモノト推測セラレ
ハコトアリ例ヘハ會社ヨリ發スル負債證書ジベンチユノ如キモノ是ナリ今甲會
社資金ヲ募集センカ爲メニ負債證書ヲ發行シ乙ハ千圓ヲ出金シテ同
額ノ證書ヲ得タリトセンニ期限ニ至リ若シ乙ヨリ甲會社ニ對シテ返
金ヲ要求シテ出訴セル時ニ方リ甲會社ヨリ乙ニ對シテ貸金アリタル
トキハ甲會社ニ於テ之カ相殺ヲ爲シ得ヘキヤ勿論ナリ然レトモ乙若
シ其證書ヲ丙ニ讓渡シ丙ヨリ甲會社ヲ訴ヘタル時ハ甲會社ニ於テハ
丙ニ對シテ乙ニ向テノ貸金ト相殺スルヲ得ストスルコト徃々是アリ

蓋シ斯ノ如キ負債ノ證書ニハ幾分カ流通證書ノ性質アルモノニシテ
 之ヲ發行シタル所ノ會社ニ於テ相殺ノ權利ヲ放棄シタルモノト看做
 サレタルナリ

第三 契約上ノ權利移轉ニ付テハ習慣法ト衡平法トニ於テ其規則ヲ
 異ニセルヲ前述ノ如シ然レトモ千八百七十三年ノ司法條例ヲ以テ習
 慣法ト衡平法トノ間ニ相違アルトキハ衡平法ノ規則ニ從フヘキヲ
 規定セラレタルカ故ニ前陳衡平法ノ規則ヲ以テ現行法ト知ルヘシ然
 レトモ契約上ノ權利移轉ニ關シテハ該條例ヲ以テ創定シタル規則モ
 アルカ故ニ今茲ニ衡平法ノ規則ト新規則トヲ畧記スレハ左ノ如シ

(一) 讓受人ノ權利ハ讓渡人ヨリ義務者ニ對スル義務ニ因テ制限セラ
 ルヘシ

(二) 讓渡ハ完全且ツ無條件ノモノナラサルヘカラス讓渡ヲ爲スヘキ

約束又ハ條件付ノ讓渡ハ茲ニ謂フ所ノ讓渡ニアラス

(三)讓渡ハ讓渡人ニ於テ署名セル書面ヲ以テセサルヘカラス

(四)書面ヲ以テ讓渡ノアリタル旨ヲ明カニ義務者ニ通知セサルヘカ

ラス而シテ讓受人ノ義務者ニ對スル權利ハ通知ノ時ヨリ生スル

モノトス

以上論スルカ如ク現行法ニ於テハ契約上ノ權利ヲ讓渡スコトヲ得ル
ト雖モ二箇ノ讓受人ノ權利ヲ制限スルモノアリテ未タ讓渡人ノ不便
ヲ防クニ足ラス是レ流通證書ノ生セシ所以ナリ左ニ流通證書ト契約
ノ讓渡トノ差異ヲ畧述セン

第一讓渡ニハ讓受人ヨリ義務者ニ對シテ通知スルヲ必要トスレトモ
流通證書ニアリテハ之カ通知ヲ必要トセス第二讓受人ハ讓渡人ヨリ
優リタル權利ヲ得ルコト能ハス然レトモ流通證書ノ讓受人ハ讓渡人

ヨリ優リタル權利ヲ得ルナリ今一例ヲ舉クレハ甲ヨリ乙若クハ其指
 圖人ニ支拂フヘキ約束手形ヲ作り乙ハ之ヲ丁ニ裏書シテ讓渡シタリ
 ト假定セシニ此場合ニ於テ丙ヨリ甲ニ對シテ此手形ノ支拂ヲ請求シ
 テ甲ノ之ニ應セサルカ爲メニ出訴シタルキハ流通證書ト讓渡トコヨ
 リテ左ノ區別ヲ生スルナリ
 若シ右ノ場合ヲ以テ普通ノ契約ノ讓渡ト看做ストキハ丙ハ乙ニ對シ
 テ讓渡ヲ受クルニ付テ約因ヲ供給セシトノコト并ニ甲ニ對シテ讓渡
 アリタリトノ旨ヲ通知セシコトヲ證明セサルヘカラス而シテ万一此
 二箇ノ事柄ヲ證明シ得ルモ丙ハ乙カ嘗テ其契約ニヨリテ有セシ所ヨ
 リ優リシモノヲ得ヘカラス即チ若シ其契約カ乙ト甲トノ間ニアツテ
 無効ナリシトキハ丙ノ手ニアリテモ亦同シク無効ナリ又若シ其契約
 ハ甲乙ノ間ニアツテ甲ヨリシテ取消シ得ヘキモノナラハ丙ニ對シテ

モ尙之ヲ取消スコトヲ得ヘシ是レ普通契約ノ讓渡ノ場合ナリトス然
レトモ流通證書ノ場合ニ於テハ手形ノ所持人カ約因ヲ與ヘテ之ヲ得
タルコトヲ證明スルノ必要ナシ何トナレハ都テ手形ノ取引ニハ約因
アリシモノト推測スレハナリ又手形ノ所持人ハ手形ノ義務者ニ對シ
テ手形ノ讓渡アリシコトヲ通知スルヲ必要トセス唯前述セル所ノ約
束手形若シ甲ト乙カ賭博ヲ爲シテ負擔セシカ爲メニ甲ヨリ乙ニ與ヘ
シモノナルカ又ハ乙カ詐欺ノ手段ヲ行ヒテ之ヲ甲ヨリ得タルモノナ
ル時ハ此手形ヲ讓受ケタル丙ノ位置ハ以下ノ如ク變スルモノトス
甲乙間ニ在テハ其手形ノ取引ノ性質ニ由リテ或ハ手形カ全ク無効ナ
ルコトモアリ或ハ其手形ハ取消シ得ヘキモノナルコトアリ乍併約因
ヲ供給シテ善意ニテ手形ヲ得タル人ノ權利ニハ毫モ影響ヲ及ホスコ
トナシ但シ此手形ノ取引ニ不法ノコトアリシ時ハ法律上ノ推測ニ變

化チ生スルコトアリ其變化トハ一般ニ云ヘハ手形ノ取引ニハ約因アルコトヲ推測スルモノナレトモ元ト手形ノ取引カ不法ナリトノコトヲ証明セラレタル時ハ手形ノ所持人カ約因ヲ供給セシコトナシト推測スルナリ然レトモ手形ノ所持人カ其不法ナリシコトヲ知得セシモノト推測セス今又前例ニ付テ云ヘハ丙ナルモノアリ約因ヲ與ヘテ手形ノ所持人ナリシコトヲ自ラ證明セサルヘカラス然レトモ丙ハ手形ノ不法ナル取引ニ基因セルコトヲ知得シタリトノコトハ甲之ヲ證明セサルヘカラス若シ丙ハ約因ヲ供給セリトノコトヲ證明シ甲ハ丙カ不法ノ取引ニ基因セルヲ知得シタルモノナルコトヲ證明シ得サレハ丙ハ手形ノ完全ナル所有權ヲ得ヘシ由是觀之手形ノ流通ト普通契約ノ讓渡トノ差異ハ明瞭ナルヘシ

流通證書ノ普通ナルモノハ商業人ノ習慣ニヨリテ流通ノ性質ヲ有ス

ル所ノ爲替手形及ヒアン女皇ノ時條例ニ由リテ流通シ得ヘキモノトナリタル約束手形ノ二箇アリト雖モ流通證書法ニ於テ別ニ論スヘキヲ以テ茲ニ之ヲ畧ス乍併流通證書ニ非スシテ幾分カ之ニ類似スル證書アルヲ以テ之ヲ證明スヘシ即チ荷積證書是ナリ凡ソ荷積証書ナルモノハ船舶ニ荷物ヲ積載セシ時船長ヨリ荷物ヲ受取リシコトヲ書シテ荷物ヲ積載シタル所ノ荷主ニ渡ス證書ナリ而シテ此證書ハ通常之ヲ三通作リテ船長其各通ニ署名シ其一通ハ荷積人ニ渡シ一通ハ船長之ヲ保存シ他ノ一通ハ荷積人ヨリ荷受人ニ送附スルモノトス此荷積証書ハ船舶ニ積載スル品物ヲ代表スルモノニシテ船積物品ノ賣買等アル時直チコ品物ヲ渡スコトヲ得サルニヨリ此證書ヲ授受スルモノニシテ若シ荷受人ニ於テ荷積證書ヲ受取リシ時ハ船ニ積載セル品物ノ所有權ハ荷受人ニ移轉スルナリ然レトモ荷受人カ其證書ノ

代表スル所ノ物品ヲ現ニ受取ラサル前ニ身代限ヲ爲ス等ノコトアレ
ハ荷積人ニ於テハ其品物ヲ荷受人ニ渡スコトヲ差留メ得ルノ權利ア
ルモノナリ而シテ此送達中ニアル物品ヲ差留ムルコトヲ得ルヤ否ノ
コトハ賣買法ニテ詳述スヘキヲ以テ茲ニ之ヲ論セス併シ荷受人カ荷
積證書ニ裏書シ約因ヲ得テ之ヲ第三者ニ讓渡シタル時ニハ讓受人ニ
於テ其證書面ノ物品ノ所有權ヲ得ルナリ而シテ此荷積證書ノ讓渡人
ニ對シテハ荷積人カ物品引渡ノ差留ヲ爲スノ權ナシ故ニ荷積證書ノ
讓受人ハ讓渡人ヨリモ優リタル權利ヲ有セリト云ハサルヘカラス然
レモ此讓渡ノ權利ハ單ニ證書面ノ物品ノ所有權ヲ得タルニ止マリテ
荷積人ト船長トノ間ニ成立セル所ノ契約上ノ權利ヲ得ルコトナシ故
ニ若シ船長カ荷積證書ノ讓受人ニ荷積物品ヲ引渡スコトヲ拒ムコト
アルニモセヨ習慣法ニテハ讓受人ヨリ船長ニ對シテ起訴スルコトヲ

得ストセリ爾后尙并クトリヤ第十八十九年條例第百十一章ヲ以テ荷積證書ノ讓渡ハ證書面ノ物品ノ所有權ヲ移轉セシムルノミナラス船長ト荷積人トノ間ノ契約上ノ權利モ亦讓受人ニ移轉スルモノトナレリ然レトモ荷積證書ノ讓渡ハ全ク流通ノ性質アリト云フヘカラス何トナレハ此ノ如キ證書ノ讓受人ハ元ト荷受人ナリシ所ノ讓渡人ヨリモ優リタル權利ヲ得ルコトアリ即チ荷積人カ荷受人ニ對シテハ引渡ノ差留チ爲スコトヲ得ルモ讓受人ニ對シテハ差留チ爲スコトヲ得ストノコトアレトモ全ク讓渡人ニ權利ナキ時ハ讓受人ニ於テモ亦權利ヲ得ルコトナシ例ヘハ讓受人若シ荷積證書ヲ他人ヨリ盜取セシモノナル時ハ假令善意ニシテ且約因チ供給シテ之ヲ讓受タル時ニテモ讓受人ハ其證書面ノ物品ノ所有權ヲ得ルコトナシ又前ニ引用セシ條例ニ依リテ讓受人ニ契約ノ權利ヲ移轉セシムルモノナレトモ其權利ヲ

ルモノハ義務者ヨリ反對ニ請求セララルコトアルヘキ權利ニ由リテ制限セララル、モノナリ

由是觀之荷積證書ノ讓渡ナルモノハ流通ノ性質アリト云フコトヲ得ス然レトモ讓受人ヨリシテ其讓受ノ旨ヲ船長又ハ荷積人ニ通知スルコトノ必要ナラサル點ニ付テハ普通契約ノ讓渡トハ異ナレリ故ニ流通證書ト普通契約ノ讓渡ノ中間ニ位スルモノト云フモ可ナルヘシ而シテ此荷積證書ノコトモ多クハ賣買法又ハ商船法中ニテ説明スルヲ以テ諸君ハ又此際ニ至リテ充分會得セララルヘシ

以上說述セシ所ハ對手ノ所爲ニ由テ契約上ノ權利ノ移轉スル場合ナリシカ是ヨリ法律ノ働キニヨリ契約上ノ權利義務ノ移轉スル場合ヲ說クヘシ而シテ其重モナル場合ニ四アリ

第一、獨身ノ婦女カ婚姻ヲ爲セシ時ニハ其婦女獨身ナリシ際ノ權利義務

財產權ノ種類

カ如キハ被害者自己ノ犯罪ヨリ自己ノ財産ヲ損シタルモノナレハ法律ハ之レカ救濟ヲ與ヘサルナリ是レ當然ノ制限ト云フ可シ

○財產權ノ種類

財産權ノ種類ハ權利ノ分量ニヨリ區別ヲ生スルナリ即チ同シク財産權ト云フ中ニモ洪大ナルモノト僅小ナルモノトアリテ完全ノ所有權ヲ有スルモノハ前ニ述ヘタル五ツノ制限ノ外爲シ得サルコトナシ之レニ異リテ使用權ノミチ有スルモノハ使用ノ外他ノコトヲ爲シ能ハサルモノナリ

則チ英吉利法ニテ財産ヲ二大種類ニ區別シテ第一、完全財産權第二、地役權トセリ地役權トハ他人ノ土地ヲ通行スル權又ハ他人ノ土地ニ入リテ魚ヲ捕フル權ノ如キモノニシテ其許サレタル外ニ他ノ事柄ヲ行フチ得サルモノナ云フオスナン氏ノ定義ニ隨ヘハ所有權ハ無數無制

u Dominion.
ろ Easement.
は Ownership.

限ノ權利ニシテ地役權ハ確定制限セラレタル權利ナリト云ヘリ然レ
 トモ此オスチン氏ノ定義ハ英法ハ勿論羅馬法ノ實際ニモアラス只タ
 理論上精確ナル定義ト謂フ可キ而已而シテ所有權即チオイナルシツ
 プ^ト財產權即チ「プロハルチ」トチ區別スルコト甚タ必要ナリ所有權
 トハ精確ニ云ヘハ完全財產權ノコトニシテ財產權ト云ヘハ所有權并
 ニ地役權ヲモ含蓄セラル、モノナリ然レトモ所有權ト財產權ト同様
 ニ使用セラル、コト屢ナレハ豫メ能ク注意ス可キコトナリ又完全財
 產權即チ所有權ニアラサルモノチ所有權ト云フコト屢ナリ是レ或場
 合ニ於テハ用語上甚タ便利ナリト雖モ能ク注意ス可キコトナリ

第六編 羅馬財產法

羅馬法ニテハ財產權ヲ區別シテ所有權及ヒ他人ノ物件上ニ有スル財
 產權ノ二種トセリ

㊦ Emphyteusis.
 ㊧ Right to take fruits.
 ㊨ Right to commit waste.

㊩ Burdened dominion.

第一、所有權トハ即チ權利ノ目的物カ全然自己ノ所有ニ屬スルトキニ
 シテ原語之チ「ドミニヤム」ト云フ前ニ述タル完全ノ所有權トハ少シシ
 異ナル所アリ即チ負擔アル所有權(他人ニ通行權アル場合ノ如シ)モ猶
 ホ「ドミニヤム」ト云フナリ即チ「ドミニヤム」ハ稍劣等ノ權利ヲ含蓄ス
 ルモノト知ル可シ
 第二、所有權ノ目的物ハ他人ハ有ニ屬スレトモ多少之ヲ利用スルヲ
 得ル權アル者ヲ云フ
 其一、完全小作權ナリ此完全小作權ノ原語ハ「エンフヒチユーシス」ト
 唱エザヤスチニアソ帝ノ少シ以前ヨリ出タル者ナリ此權ニハ左ノ著
 シキ性質ヲ有ス
 (甲) 占有權并ニ無制限ノ使用權ヲ有シ兼テ收實權アリ乍併荒蕪ノ權
 ナク而シテ租稅ヲ納ムルノ義務アリ

法學通論

百八十五

六一

六〇

るLaudemium.
をSuperficies.

(乙) 繼續期限ハ無制限ニシテ概テ無窮ニ繼續スルモノナリ

(丙) 讓渡シテ爲スコトヲ得然レトモ讓渡ヲ爲スニ付キ二ケノ制限アリ

(一)ハ讓渡ヲ爲サント欲セハ必ラス地所ノ所有主ニ通知ス可シ而シテ地所ノ所有主若シ之ヲ讓受ントスルトキハ其者ニ賣リ渡ス可キ義務アリ(二)ハ他人讓渡ヲ受ケタルトキハ地所ノ所有主ニ讓渡料るローデミヤムヲ拂フ

可キ者トス

(丁) 權利ノ目的物ハ土地タル可ク決シテ他ノ物品タル可カラズ

其二ハ地面小作權ナリ原語ハ「をシユベルフヒシス」ト稱シ土地ノ外面或ハ法律上土地ノ外面ノ一部分ヲ組織スルモノト認ム可キ物ニ存スル權利ナリ而シテ天然又ハ人工ヲ以テ土地ニ附着スル者譬ニハ家屋樹木葡萄林ノ如キハ土地ノ外面ヲ組織セルモノト法律上認メラル、所ノモノナリ乃チ左ノ性質ヲ有ス

(甲) 土地ノ外面ヲ占有スル權及ヒ使用スル權ヲ含蓄ス但其附着物ニ
付キ收實ノ權及ヒ荒蕪ノ權アル場合アリ而シテ地面小作權利者ハ土
地ノ本主ヘ小作料ヲ拂フ可キ場合ト拂フヲ要セサル場合トアリ然レ
トモ租稅ハ必ス拂ハサル可ラス

(乙) 期限ハ完全小作權ノ場合ニ同シ即チ永久ニ繼續スルヲ得ベシ

(丙) 自由ニ讓渡ヲナスヲ得ヘシ

其三ハ地役ナリ地役ハ英法ニテハイースメントト云フ語ナルカ羅馬
法ニテハ義務并ニ權利ヲモ稱セリ今オースチン氏カ説キタル英法ト
羅馬法トノ差異ヲ舉レハ(甲)英法ノ地役ハ唯義務ノミヲ指セトモ羅馬
法ハ權利并ニ義務ヲ稱セリ故ニ例エハ甲カ乙ノ土地ニ對シ通行權ヲ
有スルト見レハ甲ノ通行權モ地役ニシテ乙ノ通行セシムル義務モ同
シ地役ト稱スルナリ(乙)羅馬法ニ所謂地役トハ我々ノ云フ劣等財產

Real servitude.
Personal servitude.

チモ含ム者ナリ何トナレハ羅馬法ノ地役ハ占有權及ヒ無限ノ使用權
チモ含蓄スレハナリ
地役ニ二種アリ一チ對物地役ト云ヒ一チ對人地役ト云フ對物地役ト
ハ或土地ノ所有者又ハ占有者タル資格ニヨリ有スル地役ニシテ對人
地役トハ土地ヲ所有者又ハ占有セサレトモ其人自身ニ其權利ヲ有スル
チ云フ例エハ甲カ乙ノ地ヲ通行スル權ヲ有スルトセンニ甲若シ丙地
ヲ有スルカ爲メ此權アリトセハ是レ則對物地役ナリ反之甲ハ何等ノ
土地ヲモ有セス又ハ有スルモ其事ハ獨立シテ此權アリトセハ是レ則
對人地役ナリ故ニ例エハ甲地乙地近接ノ兩地アリテ甲地ヲ有スル故
ニ乙地ヲ通行スル必用ノ場合アリ此場合ハ何人ト雖モ甲地ヲ有スル
モノハ乙地通行ノ權アレハ斯ル場合ニハ甲地ヲ權利地乙地ヲ義務地
ト稱ス之ニ反シテ爰ニ一人アリ其者甲地ヲ有セサルモ乙地通行ノ權

アリトセハ是レ此權利ハ物ニ關係セズシテ其人自身ニ存スル權利ナ
 ルカ故ニ之ヲ對人地役ト云フナリ
 對人地役ノ主要ナル者ハ収實權ナリ収實權トハ如何ナル性質ヲ有ス
れニシテ
 ルカト云フニ(甲)占有、使用及収實ノ三種ヲ具有ス但シ荒蕪スル權ナシ
 而シテ小作ノ地料ヲ拂フ義務ノ有ル場合ト無キ場合トアリ(乙)収實權
 ハ大概權利者ノ生存間ニ止マルト雖モ時トシテハ相續人之ヲ繼キ且
 永久ニ繼續スルコトヲ得ル者ナリ(丙)理論上讓渡スヲ得ス但シ他人ヲシ
 テ已レニ代ツテ該權利ヲ執行セシム可シ故ニ實際上ヨリ論スルトキ
 ハ恰モ讓渡シ得ルニ同シ(丁)目的物ハ動産不動産ヲ問ハス替易物ニア
レ
 ラサレハ可ナリ或場合ニハ替易物ヲ以テ目的物トナスコトアリ之ヲ
 准収實權ト稱ス此准収實權ノ場合ハ該物件ヲ使用シ且之ヲ荒蕪スル
 權アリト雖モ其期限ヲ經過セル後同量同質ノ物品ヲ返還スルカ又ハ

Urban servitude.
Rural servitude.

Urban Servitude
Rural Servitude

其代價ヲ拂ハサル可ラス
使用權モ亦對人地役ノ一ニシテ此權利ハ荒蕪及ヒ収實ノ權ナクシテ
使用スルヲ得ル而已トス若シモ目的物ノ性質上収實スルニ非レハ使
用ノ利益ナキハ權利者ハ自己及ヒ家族ノ用ニ供ル分量丈ヲ收實ス
ルヲ得可シト雖モ之ヲ他人ニ賣却スルヲ得サルナリ例エハ牛ノ使用
權ヲ有スルトキハ牛乳ヲ取り自己及家族ノ飲料ニ供スルヲ得可シト
雖モ余分ヲ他人ニ賣捌クコト能ハス而シテ牛犢ヲ生ムルハ該犢ハ牛ノ
所有者ニ屬スベクシテ使用者ニ屬セス
他人ノ家屋ニ住スル權動物ヲ使用スル權ハ使用權ノ一種ナリ
對物地役ニ二種アリ市街ニ行ハルモノト村落ニ行ハルモノ是レ
ナリ此區別ハ必要ナラサレトモ古來ヨリ存在スル區別ナリ先ツ市街
ニ行ハル地役權ノ重要ナルモノハ(一)他人ノ家屋建物又ハ墻壁ニ自

のLuminum.

*Neluminibus officiat.

くDe Prospectu.

*Stillicidii.

のOneris ferendi.

のTigni immittendi.

のProjiciendi.

のAltius non tollendi.

己ノ家屋ヲ維持セシムル權之ヲ「オチリス、フレンデー」ト云フ(一)他人ノ墻壁等ニ我家屋ノ梁ヲ差シ込ノ權之ヲ「チグニイムミテンデー」ト云フ(二)吾家屋ノ一部ヲ他人ノ地所上ニ突出セシムル權之ヲ「プロヂシエンデー」ト云フ(三)隣人ヲシテ目下存在セル家屋ヨリ高層ナル建築ヲナサシメサル權之ヲ「アルチヤスノントレンデー」ト云フ(四)自己ノ利益ノ爲メ墻壁ヲ穿テ光線ヲ得ヘキ窓ヲ造ル權之ヲ「ルミナム」ト云フ(五)他人ヲシテ自己ノ建造物ノ爲メ光線ヲ遮リ又ハ空氣ノ流通ヲ妨ルカ如キ建築ヲナサシメサル權之ヲ「ヌールミニニバス、オヒシヤトール」ト云フ(六)他人ヲシテ眺望ヲ障ル建物ヲ爲サシメサル權之ヲ「ドール、フロスベク」ト云フ(七)他人ノ家屋又ハ所有地内エ水ヲ注疏スル權之ヲ「スチリシデアイト」ト云フ(八)他人ノ地所内ニ溝渠ヲ疏通スル權之ヲ「クロアシ」ト云フ(九)自己ノ利益ノ爲メ他人ヲシテ自由ニ權利ヲ

1 Aquaeductus. 2 Cloacae miltendae.
 3 Aquae haustus. 4 Itineris, actus, viae,
 5 Pecoris. 6 navigandi.
 7 Aquae ducendae 8 Pascendi.

行ハシメサル者ニシテ則チ他人ニ義務ヲ負ハシメタルナリ凡ソ完全
 ノ所有權ヲ有スル者ハ如何ナル建築等ヲナスモ勝手次第ナレトモ或
 場合ハ之ヲ爲スヲ得サルコトアリ是則チ土地ノ負フ所ノ義務ナリ
 村落ニ行ハル、地役トハ(一)諸種ノ通行權(二)他人ノ土地ニ牧蓄スル權(三)
 他人ノ所有地ヲ通過シテ水ヲ引ク權(四)他人ノ井泉水ヲ引ク權(五)他人
 ノ地所内ニ於テ家畜ニ水ヲ與フル權(六)他人ノ土地ニ水ヲ流ス權ナリ
 以上ニ列叙シタル諸種ノ權利ハ何レモ左ノ點ニ於テハ同一ナリトス
 (一)占有權ナク収實權ナク荒蕪ノ權ナシ(二)繼續期限ニハ制限ナシ(三)權
 利地ト別々ニ之ヲ離シテ讓渡スコトヲ得ス(四)權利ノ目的物ハ惣テ土地
 ナリトス
 サテ爰ニ言フ可キハ市街及村落地位ノ區別ナリ此區別ハ前ニ述ヘタ
 ル如ク何ノ必要モ無キ愚ナル區別ニシテ市街ニ必スシモ牛馬ナキニ

卷之三 後見人及ヒ被後見人

第一編 後見人總論及ヒ後見人ノ種類ヲ論ス

後見人ノ性質ハ幼者瘋癲人若クハ其他年齡知識ノ不充分ニシテ自ラ其獨立利益ヲ保護スルヲ得サルモノ、爲メ法律ハ之ヲ保管スルモノヲ設ク此保管ヲ委任セラレタルモノヲ後見人ト云フ然リト雖モ瘋癲者白痴者ヲ後見スルハ重ナル目的ニアラス却テ尋常人タル幼者ノ爲メニ設クルヲ第一ノ目的トス

後見人ヲ區別シテ自然ノ後見人、法律上ノ後見人トス自然ノ後見人トハ父ヲ指ス抑モ父ヲ以テ後見人トスルハ餘程文化ノ發達シタル後世ノ思想ト云ハサルヘカラス何トナレハ野蠻蒙昧ノ時ニ在リテハ子ハ父ノ物件ノ如ク思惟シ生殺與奪ノ權一ニ父長ノ掌裡ニ存セシナリ然ルニ漸次開明ノ域ニ赴クニ從ヒ子ニ於テ獨立ヲ得ルニ至リ茲ニ初メ

後見人及ヒ被後見人
總論及ヒ
後見人ノ
種類

テ父ヲ以テ後見人トスルニ及ヒタルモノナリ而シテ父アラサトキハ
母父ニ代リテ幼者自然ノ後見人トナルヘシ
又後見ヲ別チテ身上ノ後見及ヒ財産上ノ後見ノ二種トス身上ノ後見
トハ父カ其子ノ身體上ニ於ケル後見ノ如キモノニシテ財産上ノ後見
トハ諸君カ財産法ニテ聽カルヘキカ信托者ト被信托者トノ關係ノ如
キモノトス英米ニテ自然ノ後見ハ父ノ其子女ニ對シテ有スル所ノ權
利ト殆ント同様ニシテ區別スル能ハサル程ノモノナレハ別段ニ之カ説
明ヲ爲スチ要セス寧ロ後見ト稱セサルモ可ナルヘシ自然ノ後見ハ唯幼
者ノ身體ヲ後見スルニ止リ其財産ニ干涉スルノ權利ナキモノトス
是ヨリ後見人ノ特別ノ種類ヲ述フヘシ
第一不動産後見人
不動産後見ハ道理上ヨリ來リシモノニアラスシテ習慣ヨリ來リシモ

ノナリ今日ノ道理ヨリ論スレハ動産不動産ノ間ニ區別ヲ爲スニ及ハサルヘシ然ルニ英國ニテハ從來此後見アリテ幼者ノ不動産ヲ保護スルヲ目的トシ而シテ其職務ハ幼者ノ不動産ヲ監守シ之ヨリ生スル所ノ利益ヲ預リ其幼者滿十四歳ニ達スルニ及ヒテ後見ヲ免ルモノトス而シテ後見人ハ後見繼續中ノ諸計算即チ收入及ヒ費用等ヲ精算シテ幼者ニ引渡サ、ルヘカラス願フニ此後見ハ封建制度ノ下ニ發生シタルモノニシテ今日ハ既ニ廢滅ニ歸シタルモノナリ

第二遺囑後見人

遺囑後見人トハチャールズ二世ノ條例ニ依リテ定メタルモノナリ此條例ニ依ルトキハ父タル者ハ幼稚ナルト稍年長シタルトチ問ハズ自己生存間ノ證書又ハ遺囑ノ證書ニ由リ自己ノ子女ノ爲メニ後見人ヲ撰ムコトヲ許シタルモノナリ而シテ斯ク幼稚ナルモノト年稍長シタル

モノトヲ問ハサルハ原來人間ナルモノハ造化ノ發達ニ依リ子ヲ設ク
 ルヲ得ル位ノモノナレハ相當ノ智識發達シタルモノト見做セハナリ
 而シテ其後見ヲ囑托スル期限ハ子女ノ廿一歳ニ達スル迄ナルカ又ハ
 是ヨリ短キ期限ナリトス而シテ後見中ハ幼者ノ動産ト不動産ヲ問ハ
 ス全部ノ取扱ヲ委托スルモノトス而シテ近代ニ至リピクトリヤノ條
 例ニハ若シ父幼者ナルトキハ後見人ヲ撰ムノ權ヲ剝奪シタリ蓋シ幼者
 ナルトキハ親屬又ハ衡平法廳ニテ後見ヲ撰ムヲ得策ナリト考ヘシナ
 ラン然レトモ前者ノ方却テ道理ニ叶フモノ、如シ
 遺囑後見人ハ幼者ノ身体ヲ保監シ且其動産不動産ヲ問ハス管理スヘ
 キモノトス而シテ其管理スヘキ財産ハ獨リ幼者カ其祖先ヨリ相續シ
 タルモノ又ハ其他ノ者ヨリ讓受ケタルト其他何等ノ方法ニ依リテ幼
 者ノ有ニ歸シタルトヲ問ハス管理スヘキモノナリ

第三官撰後見人

官撰後見人ハ一名ヲ衡平法廳ノ後見人ト稱ス蓋シ衡平法廳ニ依リテ撰レタル後見人ナレハナリ此後見人ハ英國ニ於テハ最モ必要重貴ノ位地ヲ占ム何トナレハ英國ニテハ彼ノ佛國等ノ如ク親族會議ナルモノアルコト無キノミナラス遺囑後見人ヲ作ラスシテ死亡スルモノアルヲ(不動産後見人ハ現今己ニ廢止ニ屬シタリ)以テ益此官撰後見人ノ必要ヲ見ルニ至ルヘケレハナリ

後見人ヲ有セサル幼者訴訟ノ原被告トナルキハ衡平法廳ハ該幼者ヲ以テ自己ノ管轄内ニ來ルモノトシ官撰後見人ヲ任スヘシ獨リ是ノミナラス幼者ノ親族後見人ヲ官撰セラルヘキコトノ請願書ヲ裁判所ニ出スカ又ハ其他幼者ノ動産若クハ不動産ヲ保護スヘキ請願ヲ何人ニテモ差出シタルキハ官撰後見人ヲ撰任スヘシ然リ而シテ幼者ニ於テ財

産ヲ有セサルトキハ衡平法廳ハ官撰後見人ヲ設ケサルベシ蓋シ財産
 ナ有セサル幼者ハ親族ニ任シテ可ナルモ苟モ財産ヲ有スルトキハ或
 ハ財産ノ爲メニ幼者ノ不利益ヲ計リ惡事ヲ企圖スル等ノ恐アレハナ
 リ
 第四幼者自撰ノ後見人
 幼者若シ是非ヲ識別スルノ年齢ニ達スルトキハ自ラ何人ヲ以テ後見
 人ト爲サンコトヲ撰ムヲ得ヘシ併シ乍ラ法律ハ之ニ全權ヲ與ヘス裁
 判所干涉シテ相當ノ後見人ナルヤ否ヲ調フヘシ古來ヨリ之ヲ幼者自
 撰ノ後見人ト稱スレトモ實ハ幼者自ラ撰フニアラスシテ裁判所ニテ撰
 ムト同様ナリ唯幼者ノ指名ハ參考ニ供スルニ過キサルナリ
 米國ノ後見法ハ英國ノ後見法ト少シク異ナリ今其種類ニ付テ畧説ス
 レハ自然ノ後見人ハ英國ト同様合衆國ノ各州ニ存在セリ而シテ不動

産後見人ハ米國ニ在ルコト無シ是レ米國ハ新國ナルヲ以テ嘗テ封建制度ノ行ハレタルコトナケレハ亦不動産後見人ノ行ハル、理アラサルナリ遺囑後見人ハ米國ノ各州ニ於テハ少シク英國チヤールス二世ノ條例ヲ折衷シタルノミニテ畧ホ同一ノモノヲ採用セリ官撰後見人ハ其性質英國ノ官撰後見人ト稍ト異ナリト雖モ畧ホ同一ノモノヲ採用セリ

今日英國ニテハ二十一年マテチ幼者トスレトモ各國ノ法律ハ數級ニ分チタルモノアリ羅馬法ニ據レハ幼年ノ時期ヲ區別セリ即チ幼者ヲ區別シテ少者及ヒ黃者ノ二種トセリ即チ男ハ十四歳女ハ十二歳マテヲ黃者トシ右年限以上丁年ニ至ルマテチ少者トセリ(日本ニ於テハ幼者ヲ三級ニ分リテ日本刑法ヲ見ルニ十二歳未滿ハ其罪ヲ論セス十六歳未滿ハ或ハ其罪ヲ論シ廿歳未滿ハ一等ヲ減ス)茲ニ譯字ノコトニ付テ

一言セシニ初メ余ハ羅馬法ニテ幼者ヲ二級ニ區別シタルモノニ適合
 スヘキ譯字ナキニ苦メリ然ルニ大寶令ヲ閱スルニ古代本邦ニテモ幼
 者ニ付テ區別アリタルモノト見ユ少者黃者ノ字ヲ得タリ是レ余カ採
 リテ用ヒタルモノナリ尙ホ唐ノ六典採テ見ハ必ス穩當ノ譯字アラム
 諸君幸ニ譯字ノ杜撰ヲ咎ムル勿レ
 羅馬法ニテハ後見人ヲ區別シテ三種トセリ第一遺囑後見人第二法律
 後見人第三司法後見人此區別タル英米ノ法律ト畧似タル點アリ即チ第
 一ハ英米法律ノ遺囑後見人ニシテ第二ハ英米法ノ自然後見人及ヒ不
 動産後見人ニシテ第三ハ官撰後見人一名ニ衡平法廳ノ後見人ト云フ
 モノニ似タリ
 上來述ヘタル所ハ後見人ノ種類ノ概畧ナレトモ瘋癲人白痴人及ヒ浪
 費者ノ爲メニ設ケタル特別ノ後見人アリ凡テ多少説明ヲ要スヘキモ

ノトス而シテ瘋癲人白痴人ノ爲メニハ各國多クハ後見人ヲ設クルト雖トモ浪費者ノ爲メノ後見人ハ羅馬法及ヒ佛國法ニハ之ヲ設クルト雖モ英國法ニハ之ヲ設ケス而シテ之ヲ設クルノ可否ハ詳論セサレモ元來英國ニテハ自由ヲ尊重スル國柄ナレハ一人ハ浪費者ト認ムルモ一人ハ浪費者アアラスト認ムルモアルヘシ即チ何レノ度マテ金錢ヲ使用セハ浪費者ト見爲スヤ曖昧ナルヘシ殊ニ己レノ所有ニ屬スル金錢ヲ使用スルモ敢テ他人ノ干涉ヲ受クル理由アラサルナリ若シ道德ニ違ヒ浪費セハ道德ノ制裁タル社會ノ輿論ヲ以テ責メテ可ナリト云フニアリ余ヲ以テ見レハ双方ノ論者ノ如ク極端ニ奔ルチ好マス若シ非常ニ浪費スルモノニハ後見人ヲ設クル方可ナラシ歟ト信スルナリ而シテ合衆國ニ於テハ羅馬法及ヒ佛國法ノ如ク後見人ヲ設ケタル州ナキニアラス

後見人
ノ
撰
任
ノ
方
法

是等後見人ノ外特別ノ後見人ナルモノアリ即チ極メテ狹隘ナル格段ナル目的ニ向テノミ法律上作出ス所ノ後見人ニシテ代理人ノ一種類ニ似タルモノナリ例ヘハ幼者ヲ保護スル爲メ訴訟中後見人ヲ設ルノ類ナリ

第二編 後見人撰任方法

後見人ヲ撰任スル方法ヲ大別シテ二トス特別ノ委任ニ依ル場合及ヒ法律ノ委任ニ依ル場合はレナリ特別ノ委任ニ依ル場合トハ第一幼者ノ兩親ノ撰定第二幼者自ラノ撰定第三裁判所ノ撰定ニ依リテ命セラ
ル、モノトス
法律ニ依リテ後見人タルヲ得ル場合ハ自然ノ後見人ニシテ父ヲ云フ
父死亡スレハ母ナリ古昔ハ父母ナキキハ近親ノ者即チ伯叔父母若ク
ハ祖父母等自然ノ後見人トナルテ得ト主張シタレトモ今日ハ此説己

ニ排斥セラレタリ而シテ此等ノモノハ特別ノ委任ニ依リテ後見人ト爲ルヲ得ルニ過キス
私生子ノ場合ニ於テハ父ヲ以テ自然ノ後見人ト爲サス父存在ナルト雖モ母ヲ以テ後見人ト爲ス佛國法ニ於テハ嘗テ述ヘタル如ク私生子ハ父ノ血統ヲ探求スルヲ得サルユヘ父ヲ後見人ト爲サ、ルハ勿論ナリトス但シ父ニ於テ私生子ヲ自認メタル場合ハ特別ナリ不動産後見人ハ(今日ハ廢滅シタルモ)是レ亦法律ニ由ル後見人ナリ
遺囑後見人ハ特別ノ委任ニ依ル後見人ニシテ即チ第一種兩親ノ撰任ニ係ルモノトス兩親ノ委任ニ係ル後見人ハ唯遺囑後見人ノ一アルノミ遺囑ニ依リテ後見人ト爲リタルモノハ直チニ後見人タルノ權力ヲ有スルモノニシテ遺囑ノ認可ヲ要セサルモノトス兩親生存中ハ他人ニ委任シテ後見セシムルコトナシ是レ生存中ハ兩親自ラ後見ヲ爲ス

ヘキモノナレハナリ乍然學校幼稚園ニ教育ヲ委任スルコトアルヘシ
而シテ幼者ノ財産ハ信託法ニ依リ之ヲ保護スルナリ
遺囑後見人ヲ撰任スルニハ必ス書面ヲ以テセサルヘカラス口頭ノ遺
囑ハ無効トス然レトモ遺囑ヲ爲スニハ法律上定メタル書式アルニア
ラス又遺囑ヲ以テ後見人ヲ命スルコトハ初メ後見人死亡セハ之ニ代ハ
ルヘキ後見人ヲ豫メ定メ置キ若クハ後見人ノ見込ヲ以テ他人ニ囑托
スルコトヲ得ルト云條件ヲ付シ遺囑スルコトヲ得ヘシ
何人ト雖モ後見人ト爲ルヲ得ルト雖モ幼者癡癩人ノ如キモノハ後見
人ト爲ルヲ得ス又組合會社無形人ハ後見人ノ資格ヲ有セス其理由ハ會
社ノ如キハ營業ノ爲メ設ケタルモノニシテ換言スレハ法律上ノ便宜ノ
爲メ無形人ノ資格ヲ與ヘタルモノナリ殊ニ社員ノ變更モ常ナラサル
コトニ後見人ノ資格ヲ付與セサルハ明白ノ道理ナリ故ニ三菱會社

正 誤 表

號	書目	頁	行	誤 謬	訂 正
三三	契約法	二八八	一〇	シ	ソ
同	同	二九二	四	オ成ス	ハ成立スル
同	同	二九七	八	存有	存在
三三	同	三一八	四	虚示セサル可 ラサル	虚示ス可ラサ ル
三三	同	同	九	見可ス做キ	見做ス可キ
三四	同	三三三	二	身体	身體
同	同	三四四	一一	配載	記載
同	同	三四四	九	公積證書	公債證書
同	同	三四三	一一	純全	純然
同	同	三五二	一二	亞米加	亞米利加
三五	動 托 法 產	六〇	五	ブ ラ ッ ク フ ト ン	ブ ラ ッ ク フ ト ン
同	同	六一	一	窃ミ	窃ニ
同	同	同	二	窃盜	窃盜

○英吉利法律學校生徒募集廣告

本校ハ法律ノ實地應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦法律ノ外邦語又ハ原書ヲ以テ英吉利法律ヲ教授シ學生ヲシテ汎ク法理ヲ通曉セシメンコトヲ期シ現ニ第一科(邦語科)第二科(原書科)トノ二科ヲ設ケシカ近來頓ニ世ノ信用ヲ得校運益々盛隆ヲ致シ隨テ内外有力者ノ翼贊ヲ得殊ニ其筋ヨリ年々五千圓ノ獎勵金ヲ下賜セラル、ノ恩命アリ是ヲ以テ本校ノ基礎ハ之ヨリ一層ノ鞏固ヲ致シ更ニ其體面ヲ更新スルニ至レリ依リテ次學年ヨリ邦語科ハ勿論原書科ノ如キハ莫大ノ歐米法律原書ヲ購入シ加フルニ從來ノ翻刻事業ヲ一層擴充シ以テ完全無缺ノ科程ヲ履修セシメントス依テ入學望ノ者ハ來六月三十日迄ニ本校教務掛へ申込ムヘシ規則書望ノ者ハ申込次第郵券不要送附ス

第一科(邦語科)入學試驗科目左ノ如シ

- 一 國語 (假名交リ 記事)
- 二 漢文 (白文 訓點)
- 三 數學四則、分數、比例

第二科(原書科)入學試驗科目左ノ如シ

- 一 國語
- 二 漢文
- 三 數學四則、分數、比例
- 四 地理
- 五 歷史

六 英語學 作文
マコリレイ氏ヘスチング傳
ギゾー氏文明史
素讀
譯讀 スキントン氏萬國史

尋常中學卒業免狀ヲ有スルモノニシテ第一科生タラントスル者ハ試驗ヲ經スシテ入學ヲ許ス○右免狀ヲ有スル者ニシテ第二科生タラントスル者ハ英語學ノミ試験スヘシ(第一科、二科々目ハ規則書ニ詳記ス)

明治二十年五月
 東京神田區錦町
 二丁目二番地

英吉利法律學校

○第一科教課及受持講師姓名
 ●ハ參考科
 ○ハ科外
 一財 產 法同上
 法學士 增島六一郎

○第一科教課及受持講師姓名(●ハ參考科 ○ハ科外)

一 法學通論 每週一小時 法學士 山田喜之助
 一 契約法 二小時 法學士 土方寧
 一 私犯法 同上 法學士 奧田義人
 一 親族法 一小時 法學士 山田喜之助
 一 日本刑法 同上 法學士 江木兼吉
 一 代理法 同上 米國法律學士 菊池武夫
 一 動產委託法 同上 法學士 元田肇
 一 組合法 同上 法學士 松野貞一郎
 一 英語學 同上 菅沼達吉
 ●英國刑法 同上 法學士 澁谷慥爾
 ●羅馬法 同上 法學士 石水寬人
 ●論理學 同上 法學士 坪井九馬三
 ●判決例 同上 法學士 植村俊平
 ○理財學 同上 法學士 駒井重格
 ○第二學年 同上 法學士 高橋捨六
 一 賣買法 一小時 法學士 伊藤悌治
 一 不動產法 同上 法學士 山田喜之助
 一 動產法 同上 法學士 山田喜之助

一 財產法 同上 法學士 增島六一郎
 一 證據法 同上 法學士 岡村輝彦
 一 會社法 同上 法學士 植村俊平
 一 流通證書法 同上 法學士 土方寧
 一 商船法 同上 法學士 高橋健三
 一 治罪法 同上 法學士 松野貞一郎
 一 訴訟法 同上 法學士 增島六一郎
 一 民擬律擬判 同上 法學士 菊池武夫
 一 判決例 同上 法學士 植村俊平
 一 英語學 同上 菅沼達吉
 ●米國法律 同上 米國法律學士 シドモル
 ●民訴訟演習 同上 三阪繁人
 ●刑法理學 同上 法學士 工藤勝人
 ●成法理論 同上 法學士 奧田義人
 ●保險法 同上 法學士 伊藤健三
 ●國際公法 同上 法學士 植村俊平
 ○第三學年 同上 法學士 增島六一郎
 一 財產法 同上 法學士 中橋德五郎
 一 破產法 同上 法學士 中橋德五郎

速記講談演說集 第四冊

- 一 訴訟 法同上ばりまごる 法學士 增島六一郎
- 一 保險 法同上ばりまごる 法學士 伊藤 悌治
- 一 衡平 法同上ばりまごる 法學士 戸水 寛八
- 一 沿革法理學 同上ばりまごる 法學士 增島六一郎
- 一 分析法理學 同上ばりまごる 法學士 奥田 義人
- 一 羅馬法 同上ばりまごる 法學士 戸水 寛八
- 一 國際公法 同上ばりまごる 法學士 植村 俊平
- 一 國際私法 同上ばりまごる 法學士 山田喜之助
- 一 判決 例同上ばりまごる 法學士 植村 俊平
- 一 刑擬律擬判 同上ばりまごる 法學士 菊池 武夫
- 一 英語 法同上ばりまごる 法學士 吉田直太郎
- 一 憲法 法同上ばりまごる 法學士 植村 俊平
- 一 行政 法同上ばりまごる 法學士 江木 衷
- 一 米國法律 同上ばりまごる 法學士 シドモール
- 一 動產差押法 同上ばりまごる 法學士 リツチフヒールド
- 一 訴訟演習 同上ばりまごる 法學士 三阪 繁人
- 一 刑擬律擬判 同上ばりまごる 法學士 藤 則勝
- 一 第二科教課及受持講師姓名 同上ばりまごる 法學士 東三條 公恭
- 一 英法註釋 同上ばりまごる 法學士 山田喜之助

- 一 日本刑法 同上ばりまごる 法學士 岡山 兼吉
- 一 法律論 綱同上ばりまごる 法學士 馬場 愿治
- 一 契約 法同上ばりまごる 法學士 大谷木備一郎
- 一 私犯 法同上ばりまごる 法學士 菊池 武夫
- 一 代理 法毎週 同上ばりまごる 法學士 同 人
- 一 動產委託法 同上ばりまごる 法學士 元 田 肇
- 一 親族 法同上ばりまごる 法學士 山田喜之助
- 一 組合 法同上ばりまごる 法學士 松野貞一郎
- 一 訴訟 法同上ばりまごる 法學士 澁谷 慥爾
- 一 英國刑法 同上ばりまごる 法學士 同 人
- 一 商法 法同上ばりまごる 法學士 伊藤 悌治
- 一 法律原論 同上ばりまごる 法學士 藤田隆三郎
- 一 論理學 同上ばりまごる 法學士 坪井九馬三

● 飲酒の害 元老院議官中村正直君 ● 我

●速記講談演說集第四冊

第五冊出版

●定價郵稅共特別割引
壹冊ニ付十四錢(郵券代)

用妨げなし)

第四冊

●人類的慾
をして動物的

の慾を制せしむべし 元老院議官加藤弘

之君 ●飲酒より生ずる弊害を調査するの

方法を論す 杉亨二君 ●神學卒業生の心

得 米國博士フルベツキ君 ●日本小説改

頁論 法學士關直彦君 ●行政法大意第一

回 內務省參事官宇川盛三郎君

第五冊

●學問と宗教との極點を論
す 文科大學講師原坦山君

●飲酒の害 元老院議官中村正直君 ●我

日本帝國人民の將來を前知するの說及其

方法 杉亨二君 ●基督教と婦人の地位

井深梶之助君 ●行政法大意第二回 內務

省參事官宇川盛三郎君 ●雜記 ○日本の演

說討論 ○速記術に關する各地方の通信 ○

完全なる速記學校 ○筆記讀上會

(附) 第壹冊

初版賣切候ニ付久く御
求めに應し難ありし處

過 再版 出來仕候に付併せて御注文奉
願候(定價郵稅共同上)

發賣

●東京日本橋通三丁目丸善書店 ●
東京本町三丁目瑞穂屋 ●東京馬喰

町二丁目石川治兵衛 ●東京神田淡路町巖
々堂

○校外生規則追加

- 一 入校以前ノ講義録ヲ購求セシト欲スルモノニシテ一ヶ月分以上ヲ購讀スルモノハ一冊金拾錢宛ノ割ヲ以テ拂下シベシ
- 一 各級ヲ兼脩スルハ妨ケナシト雖モ各級毎ニ更ニ入學證書ヲ差出スベシ但シ束脩ハ要セス
- 一 爲換券コテ月謝拂込ノ節ハ其證券落手次第講義録ハ發送スルモ月謝領收證ハ爲換金請取濟ノ上ニテ送付スルモノトス
- 一 講義録ハ期日ニ必ス發兌スヘキニ付其到着スヘキ當日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尙到達セサルトキハ其旨本校講義録掛へ届出ツヘシ
- 一 校外生ノ本校ニ對スル書信ハ都テ何年級校外生ト記載スベシ

THE IGIRISU HŌRITSU
GAKKŌ TEXT BOOK

英文法律書

第二十一、二十二、二十三號出版●第十八號目次●マークビー氏法律論綱●第十九號目次●ブラックストーン氏英法注釋●アソソノ氏契約法●第二十號目次●スミス氏商法

英吉利法律學校

明治二十年五月廿一日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

神田區錦町貳丁目貳番地

發行所 英吉利法律學校